

平成23年第2回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成23年6月22日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 3時15分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院 院長	吉田博行君		

教育委員 会長
尾崎 学 君

教育委員 会長
安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部
石川 誠 君

農業委員 会長
会長職務代理者
飛世 薫 君

農業委員 会長
農務局
秋山 照雄 君

監査委員
三原 紘隆 君

監査委員 局長
高岩 淑通 君

事務局出席者

議会議務局長
藤田 功 君

議会議務局長
議務課
浅利 知充 君

議会議務局幹事
東川 晃宏 君

議会議務局幹事
議務課主任
御代田 知香 君

議会議務局主任
榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

副議長(遠山昭二君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(遠山昭二君) ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。20番 山居忠彰議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(遠山昭二君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

3番 松ヶ平哲幸議員。

3番(松ヶ平哲幸君)(登壇) おはようございます。

第2回定例会に当たりまして質問させていただきます。

最初に、低炭素むらづくり事業の推進についてお伺いをいたします。

この事業は、農村地域における自然エネルギーなどの効率的活用や農業関連施設における省エネルギー化への取り組みとともに、温室効果ガスの削減による低炭素むらづくりに努め、環境に配慮した農業農村の活性化に努めるものとして推進されています。この事業に関しては、3月の予算審査特別委員会で井上議員からも質問がされているところでありますが、私はこの施設建設に伴う建設地域における住民との合意形成の経過と今後の事業の推進についてお伺いをいたします。

今回の川西地区における住民との合意については、数回にわたり説明会が行われていたましたが、最終の合意は2月9日に川西自治会臨時総会においてされたものであります。私もこの会場で議論のやりとりを聞かせていただいておりますが、これは23年度の予算が提案される時期や農水省への事業の申請等々から、この日が行政側からすればぎりぎりの日程であり、いわばタイムリミットの期日でもあったわけであり、このような背景から、地元から見れば今さら言ったところでどうにもならないんだろうと言われる実態でもあったわけです。タイムリミットを背景に了承を取りつけたことは、地域からすれば大変不満の残るところであり、十分納得のいかない地元の最終判断ともなったわけであり、

このモデル事業は全国的にも採択されたのは限られており、しかも事業の性質上、CO₂の削減や自然エネルギーの導入などを取り組まなくてはならない難しい事業であることは承知をしておりますが、建設される地域住民側からすれば、環境の改善を図ることは十分理解をしてもらっていますが、何よりも臭気の対策や搬入車の交通量の増加等々から、地域にとっては

迷惑施設であることにも違いはないことから、住民との合意形成は何よりも最優先すべき施設であると考えております。

そこで、今回このように地域との合意が遅くなったのはどこに課題があったのか、お答えをお願いいたします。

次に、さきに述べたように地元地域との最終合意とされるのが2月9日でした。この日も事業の内容はむろん堆肥化システムの説明をされていましたが、既存施設に一番近い住宅の方からは、風向きによって違いはあるものの、特に夏場には住宅内部にもにおいが入り込み、窓を閉め切らなければならないとか、隣接している畑で農作業をしても、余りにも強烈なおいにより作業に支障が出ているとの実態も意見としては出されていました。このように地元としては臭気対策が一番の懸案事項だったわけですが、この時点でその脱臭方法の詳細については正式には決まっておられませんでしたから、どの程度脱臭ができるのか、地元では不安だったはずです。しかしながら、4月24日の川西の説明会では、地域で課題となっていた臭気の脱臭方法が発酵槽の全部を覆っての方式は無理と判断したので、覆うのは投入口から3分の1程度とするとのことでした。臭気対策の経過について改めて説明をいただきたいと思っております。

次に、事業の進捗状況とその内容についてお伺いをします。

3月の委員会の答弁で何点かの改善する事項もありましたが、その中で事業の計画や内容について市のホームページで周知するという点については、今月掲載されたのでよいのですが、もう一つに2月9日に施設設置にかかわって環境面などの具体的な要望事項を後日市に提出するとありましたが、このことについて現時点でどのように処理されているのか、お伺いをいたします。

更に、この事業の推進に当たって5月10日の議会の代表者会議で、当初計画の変更の説明がされました。その中でめぐみ野土別の臭気対策として、新たに脱臭施設を設置するが特に冬期間は発酵槽の上部から湯気が立ち上がり、処理施設から結露水が発生することが新たに確認をされたこと。また野菜残渣の処理は一般廃棄物の処理に該当し、この対策として合併浄化槽による水の処理を行うが、最終的に河川への放流水が発生するため、水質調査と水の環境アセスが必要となったためとの説明でしたが、この内容は計画当初からわからなかったことなんでしょうか。基本計画の調査を請け負ったコンサル会社もわからなかったのか、私にしてみれば大変不自然ですし、専門の業者がついていながら、なぜこのようなことになったのか、理由も含めてお答えをいただきたいと思っております。

次の項目に入り、サフォークランド土別プロジェクトの取り組みについてお伺いをいたします。

この取り組みは、低カロリーでヘルシーといわれ、当時人気を博していたジギスカンブームを契機に土別を全国的にPRし、観光事業の推進とまちづくり運動の一層の推進を図ろうと、平成17年に市を初め商工会議所、土別めん羊生産組合などが一丸となってサフォークランド土別を盛り上げるためにプロジェクトを組織をいたしました。このプロジェクトは3班に分かれ

ており、全国ニット大賞推進事業や未来にまちをウルゾー会イベント事業の推進、更にはPRキャラクター、羊田黒助によるPR事業が行われているまちづくり班と、飼育確立班による平成26年度には飼育頭数を1,000頭にする計画も着々と進んでいるところです。班の3つ目には販路確保班があり、この班はサフォークランド土別戦略推進活動として、サフォーク肉を大都市への販売促進を行っています。2010年度に横浜で開催された日本APEC会議での昼食で土別のサフォークが使われ好評を得たり、全日空の国際線の機内食で使用されたりと、多いにその成果も出ているところでもあり、更には市内飲食店におけるオリジナル料理の提供店も増えているところでもあります。

以上のように、このプロジェクトは確実に推進されているところでありますが、平成22年度の実績では、市内で枝肉として出荷された頭数は226頭と伺っています。

そこで、昨年度までは市民還元用として購入の際に価格を低くするために、綿羊ラム肉出荷補助として150万円の補助金を出していたことにより、市内小売店や飲食店が購入する際には、骨がついている状態の枝肉で1キロ当たり2,300円で取引がされていました。本年度からこの制度がなくなりましたが、市民還元用としていた価格が保たれるのでしょうか、改めて市内における供給実態と価格の設定についてお伺いをしたいと思います。

次に、市外における肉の販売実績についてお伺いをします。

市外における販売については何も制限がありませんから、一元集荷の業者が一手に行っていますから、詳細については結構であります。主に道内道外別にどのような形態で販売されているのか、市が把握している範囲でお聞かせをください。形態というのは、枝肉でなのか部位ごとなのか加工用としてなのか飲食店用なのかをお願いいたします。

なぜこのようなことをお聞きするかといいますと、プロジェクトが組織された当時は、おりしもジンギスカンブームで羊の肉も入手困難として価格が上昇した時期でもありました。しかし現在はそのブームも去り、全国で羊肉の取引が停滞している状況にもあるわけですから、増頭計画が進行するに伴って販売する出荷先の確保ができるのかどうか、大変不安視するものであります。安価で部位単位で取引される輸入肉と競争するためには、安全であって良質であり、食味で販売先を拡大していくことは容易でないことは明らかであります。このプロジェクトを成功させるには、市外での販売先を拡大しつつ、価格をいかに高めで取引できるのかどうかにかかわっています。これができなければ生産者に対する買い取り価格も保証されず、増頭計画も見直しを図らなければならない状況に陥ってしまいます。

そこで、この事項で最後の質問ですが、このプロジェクトの今後の取り組みについてお伺いをします。現在は市外への販売は一元集荷先の業者が中心に行っていますが、1社だけでは相当無理も生じていると思います。ぜひこのプロジェクトの体制も見直して、盤石な販売体制を築いていただきたいと思います。市のお考えをお聞かせをください。

最後に、市の審議会、委員会等の附属機関についてお伺いをします。

現在、市ではよりよい市政の実現に向けて各分野における施策の推進などについて、専門的

見地からの判断はもとより、幅広い分野やさまざまな立場の方々の考えを反映するとして、法律に基づくもののほか、市独自の審議会や委員会などの附属機関を設置をしています。その数は地方自治法を初めほかの法律の規定により設置されているのが26あり、市が独自の条例で設置する機関として23あって、全部で49の審議会や委員会などがあります。更にこれに加えて、各部や各課によって新たな事業の推進等などにより相当数が組織されている実態となっています。

行政の推進上、より多くの方々の御意見をお聞きするという視点から、このような審議会、委員会を決して否定するものではありませんが、今の附属機関に委嘱されている個人や各種団体の方々が余りにも重複しているのではないのでしょうか。この種の附属機関は、まちづくりにかかわるといったことから、特に市の自治連さんなんかは26の附属機関の委嘱を受けていらっしゃると思います。このことは自治連の役員につくと自動的にその他の委員活動や附属機関の活動がついてくるということになります。このことは何も自治連さんだけではなく、ほかの団体についてもいえることですが、その活動が重荷になって本来の団体の役員の担い手にさえ影響を及ぼしているのではないのでしょうか。団体に委嘱されて派遣された方が、その委員会や審議会に出席をされた後に、その団体でしっかり議論できる内容であればある程度は構わないと考えますが、行政側が余りにも安易にその団体に依頼をしている傾向にあるのではないかと考えられます。

私は一度、この実態をよく把握をして精査をする中で、一定の基準をつくって委嘱をする必要があると考えますが、市の考えをお伺いをして私の質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

松ヶ平議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から市の審議会、委員会等の附属機関について答弁申し上げ、サフォークランド土別プロジェクトについては副市長から、低炭素むらづくり事業については経済部長からそれぞれ答弁申し上げます。

審議会、委員会等の諮問機関については、市政に対し幅広い市民の方々からの意見の反映及び市政の中立性、公平性の確保を目的に委員を委嘱し、貴重な御意見をいただいているところであります。松ヶ平議員のお話にもありましたように、現在本市には公平委員会を初めとする地方自治法などの法律により規定されているものが26、振興審議会を初め市の条例により規定されているものが23の合計49の審議会、委員会が設置されております。

そこで、委員の委嘱についてであります。それぞれの諮問機関の目的を踏まえ、機能が十分に発揮されるよう、所掌する事項に関連した市民の方々を中心に幅広い年齢層になることや、男女の比率などにも配慮しながら委嘱させていただいている状況にあります。特に委員の公募制を導入した平成10年からは、特定の方が長期にわたって委嘱されることや、重複した委嘱を

避けることを目的として、各委員の委嘱については総務課において一元的に集約する方法も取り入れているところであります。しかしながら、地域住民の声を反映するという一定の基準で委員を選任した場合、関連団体の長を初め役員の方にあて職としてお願いするケースが多くなり、その結果、御指摘のように自治会連合会の役員のように過度に負担をおかけする実態になってきております。広く市民の意見を市政に反映するという観点からいたしますと、一部の方に委嘱が集中することは決して望ましいことではなく、今後においてはそれぞれの審議会や委員会の目的に沿った委員構成になることを第一に、広範囲な市民参画による協働のまちづくりを推進するためにも、団体の役職に応じて委嘱する現行の方法から、団体に対して委員の推薦を求めるなどの方法へと見直しを図るべく検討してまいりたいと考えております。

特に本年4月には市の施設及び組織機構の本来のあり方を検討することを目的に、自治体運営改革会議も設置されておりますので、より効率的な行政運営を図れるよう、各種審議会や委員会についても協議を進めてまいります。

以上申し上げて私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、サフォークランド土別プロジェクトにかかわっての御質問にお答えいたします。

この取り組みは、サフォークをテーマとした長年にわたるまちづくりへの成果を踏まえ、いま一度サフォークが持つ多様な価値を見直しながら、生産基盤を再構築することを目的に、平成17年度に関係機関が一丸となったプロジェクトを組織することで、サフォークにかかわるさまざまな事業を通して総合的なまちづくり活動を実施しているものであります。サフォークを通したまちづくりのための各種イベントなどにより、外部へ情報を発信してPRするまちづくり班、生産農家や新規に飼養する農家などを支援する飼育確立班、サフォークラムの安定出荷に向けた販路の開拓、確保を行う販路確保班、この3班体制によってそれぞれ幅広く事業を展開し、中でも平成20年度からは大都市圏への販路拡大活動にも取り組んだことにより、土別産サフォークラムの認知度も高まり、安全・安心で良質なラム肉として道内はもとより、大都市圏にも着実に浸透しているところであります。

そこで、土別サフォークラムの市内における供給実態と価格についてであります。現在市内の飼養農家6戸で生産されているラム肉は、生産組合を組織する中で一元集荷する法人が販売の窓口となり、市内のレストランや精肉店、道内外の個人レストランや食肉業者と取引をしております。飼養頭数は繁殖用の雌羊で平成17年度が202頭であったのに対し、22年度では479頭、23年度では640頭となり、子羊生産頭数では平成17年の234頭に対し、22年度では472頭、23年度では661頭と平成17年度に比べ本年度はそれぞれ3倍にまで増加しており、販路の拡大とあわせて増頭に努めてきたところであります。

また、市内のレストランや精肉店における枝肉の仕入れ価格につきましては、従前より一元集荷に係る経費見合い分として1頭1万円、150頭分を市が生産者に助成することにより、市

内還元価格として枝肉 1 キログラム当たりを2,300円としており、士別市以外の道内道外での末端の標準価格3,500円に対し安価な価格を設定し、地元消費に対応してきたところであります。

しかしながら、平成22年度の市内での枝肉消費量が、この計画頭数150頭を大幅に超えて226頭分となり、更にはこれ以外にも年間983キログラム、枝肉に換算しますと約60頭分の部分肉が市内で消費されている状況でありました。この計画頭数を超えた分については、生産者でもあります一元集荷者の協力によって、市内還元価格が維持されてきたところであります。このため、こうした市内での需要増加に対応するため、一元集荷者を含む生産組合と協議を重ねた結果、本年度からは飼養頭数の大幅な増加と地元需要増加への対応、更には流通経費の増加対策も含め生産者に対する飼養管理費として助成金770万円を毎年支出しておりますが、これまでラム肉出荷助成としていた、これに150万円を加えることとあわせ、一方では生産者価格を低減することで、市内還元価格としての枝肉 1 キログラム当たり2,300円、更には部分肉についてもこの還元価格を保つこととしたところであります。

平成23年度における市内の枝肉需要量を調査したところ、市内では枝肉として約200頭分の需要があります。本年度のラム肉出荷全体は約500頭と見ていますので、残りの300頭は市内での部分肉や市外へのお荷として計画するところであります。また、一元集荷者である販売元に、最近の需要状況をお聞きしたところ、震災による影響などから受注量の減少が憂慮されるとのお話もありますことから、今年は各生産者みずからが市外への販路拡大に向けた取り組みも行うこととしておりますし、市内レストランや精肉店の御協力もいただくなど、プロジェクトでの協議も行いながら販売先の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、市外へのラム肉の販売形態についてであります。

松ヶ平議員のお話にもありましたように、昨年は日本で開催されたA P E Cでの会食や全日空国際線の機内食に使用されるなど、士別産サフォークラムの評価は一層高まり、道内外にサフォークランド士別を広くPRできたものと考えております。そこで、ラム肉の販売形態であります。道内では卸売業者に対する枝肉としての出荷が多く、道外では卸売業者に加え直接ホテルや個人レストランから高級部位であるロースなどを主とした特定の部位としての注文が多いことから、大部分は部位別で販売されております。ただ部位別に販売する場合は、高級部位への需要が多いため、下位の部位については焼肉用としての販売や地元でのレトルト製品としての活用に限定される状況となっております。また、ラム肉の消費形態につきましては、すべてホテル、レストランなどでの生食用であり、地元でのレトルト製品以外に加工用としての出荷はない状況となっております。

次に、プロジェクトの今後の取り組みについてであります。

平成20年度からは地元産サフォークラムと農産物を食材とするオリジナル料理を、毎年4月29日、羊肉の日から期間限定で市内の飲食店において提供し、これを新たな観光資源として観光客の入り込みにつなげるとともに、道内での各種イベントに参加することでサフォークラン

ド士別をPRしてまいりました。今年度におきましても同様に、市内5つのレストランで士別サフォークラムオリジナル料理を提供することとあわせて、道内外から多くの観光客が集まるあさひかわ食べマルシェやさっぽろオータムフェストなどにおいて各種情報発信に取り組むとともに、士別市のPRキャラクター・羊田黒助を活用したPR活動にも努めてまいります。また、生産流通体制につきましては、通年出荷体制が確立されたことで、道内はもとより全国の食肉加工業者などに向けて士別サフォークラムの売り込み強化を図るとともに、新たな羊肉料理やサフォークランド士別の魅力発信に積極的に取り組み、羊飼養における収益性の向上と観光面での経済効果を見据えながら、生産体制の確立や安定出荷、更には新たな羊関連製品の開発などに取り組んでまいりたいと考えております。

販路確保につきましては、飼養頭数も計画どおりに増加しているところでありますが、士別サフォークラムとして全国的に浸透しつつある中で、取引先からの枝肉や部分肉の部位別の買入れ要望などが日々変化しておりますので、プロジェクトとして顧客情報を一元集荷先に集約し、販売活動の効率化とその拡大を目指してまいります。

プロジェクトは発足当時から3班の密接なつながりをもとに、その時々状況に応じてどのような事業や対応が最善なのかを常々検討することとしておりました。その中で士別サフォークラムの販売につきましては、現在、成雌の増頭に向けて過渡期であるため、新たな販路の開拓はもとより、盤石な販売基盤の確立が必要であります。納入先も市内、道内、道外にあり、形態も枝肉に限らず部分肉の需要も多い状況から、生産、販売、支援のあり方など生産組合と継続して協議しなければならないものと考えております。

サフォークランド士別での取り組みにつきましては種々申し上げてまいりましたが、サフォーク生産を取り巻く状況は日々変化しており、何よりも生産費を確保してのサフォーク飼養についてはプロジェクトによる積極的な取り組みによって一定の成果は上がっているものの、いまだ道半ばであります。したがって、今後のプロジェクトの取り組みにつきましては、構成員組織での論議はもとより、関係機関と十分に協議の上、実態に合った対応を行いながら速やかに実践に移せるようプロジェクトのあり方も含め、よりよい方向性を見出すための努力をいたしてまいります。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、低炭素むらづくり事業についてお答えいたします。

本事業につきましては、これまで本市における利活用の課題とされていた生ごみ、下水汚泥や野菜残渣などの地域バイオマス資源を有効活用するために堆肥化し、その処理に当たり自然エネルギーを効率的に活用しながら、温室効果ガスの削減やリサイクルシステムを構築するものとして昨年度は調査設計を実施し、本年度からはこの施設整備に取り組んでいるところであります。

初めに、この施設の建設箇所となっております川西自治会との間で、建設に対して同意を得

るのが遅くなったのはどこに問題があったのかとのお尋ねがございました。

建設箇所の検討に当たりましては、90%にも達する高水分の原料を堆肥化するためには、発酵に適する水分を65%程度まで調整する必要があり、この水分調整剤として回収可能なもみ殻や剪定枝だけでは不足であり、農協が堆肥生産しているめぐみ野土別で生産された肉牛堆肥を水分調整剤として活用するのが最も効率的との判断により、隣接して建設する計画をいたしたところであります。

このため、めぐみ野土別に隣接して新たに処理施設を整備し、生ごみ、汚泥をそれぞれ堆肥化まで行い、野菜残渣については肉牛堆肥と新たな処理施設で混合するといった前処理を行い、めぐみ野土別に搬送して堆肥化するフローを計画したところであります。そこで、平成21年12月に初めて地元説明会を開催いたしましたところ、既存施設で堆肥化の際に発生する臭気対策、更には野菜残渣による堆肥が加わることによる臭気の増加に対する対策への要望など、搬入から処理保管に至るまでの計画を説明させていただいたものの、どうしても廃棄物の処理という嫌悪感もあるなどの意見がございました。これらのことから、その後、脱臭施設への設置に係る国との協議や地域からの御意見に対する改善策の提示、計画している処理施設のDVDによる紹介、臭気調査方法や測定結果の説明、更には戸別にも協議させていただくなど、幾度かにわたり詳細に説明させていただきましたが、地域環境に係る課題にもありますだけに、御理解をいただくのに事務手続直前まで時間を要したものであります。

最終的には、地元との協議を始めさせていただいてから1年2カ月を経た本年2月9日の説明会におきまして、確認された協議結果を文書として取り交わすこと、更には施設建設にかかわる自治会からの要望に対し最善の努力をしていくことを確認し、施設建設に対する同意をいただいたところであります。

次に、堆肥化処理に伴う臭気対策についてであります。

今回の施設建設に向けては、新設の堆肥化施設に加え既存施設でありますめぐみ野土別における堆肥化による臭気対策が課題となってきたところであります。新設の堆肥化施設につきましては、当初から臭気対策を講じることとしておりましたが、既存施設を活用した野菜残渣の堆肥化につきましては、臭気対策のための施設整備は今回の事業上、整備可能なことが確認されたため、事前調査段階で事業費を算定したところ、発酵槽全体の脱臭処理に2億円近くの費用が必要なことがわかりました。このため全体予算に占める事業費の関係もあり、発酵臭が著しい初期発酵槽のみを脱臭処理する手法について、平成22年2月の第3回目の自治会説明会において説明させていただいたところであります。

その後、低炭素むらづくり協議会において、堆肥化システムに加え脱臭処理システムの選定作業を進め、平成23年2月9日の第5回目の自治会説明会では、事務局段階で想定した施設の配置図と脱臭処理システム導入について2つの事例を説明させていただきました。その時点ではシステムそのものが未確定であり、脱臭処理範囲など具体的なことも決定してはおりませんでしたので、処理手法のみを説明させていただきました。

その後、協議会幹事会において堆肥化と脱臭処理に係るシステム選定に向け、現地調査や技術提案ヒアリングも受けながら、2社の処理システムに絞り込み、更にこの中から、堆肥水分が低く高品質な堆肥生産が可能で、既存施設の脱臭処理についても可能なシステムを選定したところであります。このシステムでは、悪臭発生の多い発酵槽前側の3分の1について、発酵槽の上部を覆い、発酵臭を吸引後に脱臭設備を経由することにより、排気基準まで臭気が軽減され、臭気処理は十分に効果を得られると判断したものであります。

これらのことにつきましては、4月24日に川西自治会の方々に処理方法を報告の上、確認をさせていただき、その後4月27日の幹事会、4月28日の協議会総会において、それぞれこれらの臭気処理施設も含めた全体の計画について決定したところでございます。地元自治会の皆様方からは、特に臭気対策への強い要望をいただいております。この脱臭施設の整備に当たっては、今後とも最も効率的な施設の配置に当たってまいります。

次に、施設建設にかかわって出された川西自治会からの要望事項に対する対応状況についてであります。

2月14日に自治会より8項目にわたる要望があり、4月25日に文書をもって回答させていただいたところであります。その内容としては、設置同意に係る経過や今後の取り組み状況について情報の提供、施設周辺に植樹などの環境整備、協議会への自治会代表の参加、施設運営計画の早期提示、臭気や水質の基準の遵守、そして製造堆肥の地元還元などがあり、これらについては実施可能なものとして回答させていただきました。その他地域振興対策への助成要望につきましては、現時点では目的が明確となっていないものもあり、今後具体的な提案があった場合には、引き続き自治会と協議の上、前向きに対応してまいりたいと考えております。

次に、この脱臭処理施設から発生する排水を処理するに当たり、新たに水の環境アセスが必要となった理由についてであります。

堆肥化施設の建設に当たっては、施設からは処理水を発生させないシステムの提案を依頼し、システムの選定に当たり、先ほど申し上げた最終選考の2社より技術提案ヒアリングを受けたところであります。そこで今回選定した脱臭処理システムにつきましては、発酵槽の上部から吸引した臭気を処理する脱臭設備において、冬期間に発生する水蒸気は結露水となり、浄化槽形式の処理槽で窒素を除去後、更に一般的な家庭用の合併浄化槽で処理して排水するシステムとして提案がありました。幹事会による技術提案のヒアリングにおいても質疑項目となり、コンサル会社からの提案もあり、この窒素除去後の処理水はし尿より成分が低く、その後に設置する家庭用の合併浄化槽で十分処理が可能であり、一般的な合併浄化槽からの排水ととらえることができるとされ、水の環境アセスには該当しないものとして確認したところであります。したがって、処理により発生する排水という考えではなく、空気の寒暖差により自然に発生する結露水に空気中に拡散した浮遊物が溶け込んでいるという考え方をしていたところであります。

しかしながら、その後市が4月1日に、上川総合振興局と事務手続の協議を行った際、処理

施設から排出されるものは単なる結露水で、浄化処理されたとしても廃棄物処理施設からの排水となり、環境アセスが必要との指摘があったところであります。コンサル会社に対し示した基本計画策定業務の仕様書においては、施設の設計や施設運営において遵守すべき関係法令規則等を整理することを明記しておりましただけに、提案協議の段階でコンサル会社、プラントメーカーとの連絡調整が十分確認されていなかったことがこの要因と考えており、このコンサル会社へ適切な対応ができなかったことに対し申し入れをしたところであります。市といたしましても、今後事業進捗の各段階において廃棄物処理施設としての各種の法規制などを調査確認の上、業務に当たってまいりたいと考えているところであります。

本年度は堆肥化施設の本体整備を実施し、来年度からは施設稼働の開始を目指しております。未利用資源の堆肥化施設として、地域の環境保全のもと本事業の目的とするCO₂削減に向け、効率的な施設整備、運営体制など今後においても低炭素むらづくり協議会として一丸となって取り組んでまいります。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

2012年度に改定を目指す介護保険法改正案は、6月15日、参議院本会議で可決され成立いたしました。大震災復興論議のただ中で公的介護のあり方を左右する重大な問題点を国民に周知することなく、わずか18時間という拙速な審議で成立させてしまったことに憤りを覚えるものです。2000年4月に始まった介護保険制度は、これまでに3度の介護報酬や自治体の事業計画及び介護保険料の見直しが行われました。また、2005年には介護保険法の改定、2009年には介護認定制度の見直しも行われました。これら見直しは利用者や家族の深刻な実態を解決するものではなく、要介護者の増大を理由に給付内容を引き下げるなど、さらなる負担を強いるものになっています。今回の改正介護保険法の土台には、民主政権が進める地域主権改革による地方自治体任せと受益者負担を基本とした利用者の負担増とサービス利用の抑制があります。

そこで、改正介護保険法について、利用者の立場に立った介護サービスを求めて何点かお聞きいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合サービスが創設されます。要支援と認定された利用者を対象に市町村の判断で従来の保険給付によるサービス、訪問サービスや通所サービスを配食や見守りのサービスつきの総合サービスに移し、保険給付の対象外にすることができるといえるものです。介護保険での訪問サービス、通所サービスなどの事業には全国一律の基準がありますが、総合事業には基準はなく、市町村が安上がりなサービスを選ぶこともできます。例えば費用抑制のため要支援者へのサービスが専門のホームヘルパーではなく、ボランティアに任せられたり、利用料の高い事業者に丸投げされる危険性も考えられます。要支援と認定しながら給付対象から外すのは、介護を必要とする人たちの権利を奪うものではないでしょうか。利用者に不利益となり、公的介護制度の充実に背を向ける新たな総合サービスは実施す

るべきではないと考えますが、お考えをお聞かせください。

今回の改正介護保険法において、介護職員による医療行為が解禁されます。特養ホームなどで介護職員がたんの吸引などを行ったり、在宅介護での利用者にチューブから流動食を入れる経管栄養行為を行っていることは、看護師不足ゆえのやむを得ない行為として現状追認されています。介護職員が医療行為を行ってもよいとすることは、看護師不足を介護職員で補うことであり、介護職員の負担を一層大きくするものです。事実、国会での参考人質疑において、介護に携わる方は職員の負担になり、離職につながりかねないと指摘しています。しかも、医療行為の範囲を法律を改定することなく、省令で拡大できる仕組みとしていることは重大な問題だと考えます。医療の知識や技術が十分でない中で事故が起きたらどうするのか、介護職員による医療行為の解禁についてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、2012年度からの介護保険料についてお聞きいたします。

3年ごとの見直しのたびに保険料は上昇し、私たちの生活を圧迫しています。国庫負担を5割にし、保険料、利用料を軽減することが強く求められます。厚生労働省の素案では平均月額5,200円くらいと試算していますが、本市での保険料試算額をお示してください。

次に、要介護者の障害者控除認定にかかわってお聞きいたします。

介護保険制度では要介護と認定された方は、障害者控除の認定書が交付され、所得税、住民税の障害者控除及び特別障害者控除を受けることができます。本市では平成15年3月から実施しております。平成17年10月定例会において、この認定書の交付数などについてお聞きいたしました。そのときの御答弁では、15年は27件、16年は24件、17年は9件で、3年間で合計60件の交付をしているということでした。そこで、20年度、21年度、22年度の認定書交付数をお聞きいたします。また控除の条件及び控除額、更に介護認定の見直しにより改定された点なども含めて、この障害者控除認定の内容についてお聞きいたします。この制度は控除額が大きく、本人だけでなく、介護をする同居者の扶養控除も対象となり、市民には大いに利用してほしい制度と考えます。制度を知らない人がいないよう、対象者への周知徹底を求めますが、このことの市民周知はどのようになされているのか、お知らせください。

次の質問は、国民健康保険税についてです。

ちょうど1年前の第2回定例会において、国保税率の引き上げにかかわって何点かお聞きいたしております。22年度の予算編成に当たっては、基金を全部繰り入れても収支不足となることから、税率等の引き上げはやむを得ないという国保運営協議会の答申もあり、1人当たり年額平均5,752円、1世帯当たり年額平均1万465円の引き上げを前提に予算編成がなされました。しかも税率を引き上げたからといって単年度で赤字が全部解消するのではなく、5カ年ほどかけての解消であり、更に一般会計から積み立て支援として1億5,000万円を繰り入れて収支のバランスをとるといふ厳しい予算になりました。1年が過ぎましたが、22年度の国保会計の決算状況はどうか、お聞きいたします。税率の引き上げによる影響額、基金の実態、一般会計からの繰り入れ、また右肩上がりに増え続けるのではないかと予想された保険給付費の推移、

1件当たりの診療費なども含めて決算状況をお聞きいたします。

更に、23年度の予算について5カ年計画の赤字解消策、一般会計からの繰り入れ、限度額引き上げの影響、さらなる税率の引き上げを必要とするのかも含めて、予算の見直しをお示してください。また、病気を予防し健康な体をつくり、健康な生活を心がけることで医療費を抑えることができ、国保税の増加を抑えることができるとして、国保の特定健診を受診するよう市民啓発をしていますが、受診の状況はどのようなのでしょうか。受診率向上を目指し、22年度から特定健診と人間ドックの一体型として、国保ドックを新設し、対象年齢を40歳から74歳までとし定員も増やしていますが、この成果はどうだったのか、お聞きいたします。

次に、保険税滞納にかかわってお聞きいたします。

国民健康保険税を1年以上滞納すれば資格証明書または短期被保険者証が発行されます。近年本市においては資格証明書の発行はないとのことですが、短期証は発行されています。21年、22年、23年、いずれも3月末での短期証発行世帯数及び人数をお知らせください。また、どのような理由で滞納せざるを得ないのか、あるいは滞納するのか、その実態をお聞きいたします。

本市の場合、短期証の有効期間は3カ月となっていますが、東京杉並区や長岡市など、自治体によっては6カ月のところもあります。3カ月とした理由は何でしょうかお聞きいたします。

法的には資格証の発行は滞納に対する制裁措置となりますが、自治体の裁量で発行する短期証は、制裁措置の法的根拠はないと私は考えます。制裁措置ではないにもかかわらず3カ月ごとに窓口に来てもらって、納付の相談をし、相談と引きかえに保険証を交付するというのはいかがでしょうか。いささか疑問を禁じ得ません。悪質な滞納ケースには3カ月、納めたくても生活困難ゆえに思うように納められない。納税の誠意はあるというようなケースには6カ月のように、有効期間をかえてもいいのではないかと考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

そして、窓口交付を原則として行うとなれば、窓口に取りに来ない人へはいつまでたっても保険証が渡らないことになり、無保険の状態をつくり、医療を受ける権利を損なうことになるのではないのでしょうか。短期証発行の取り扱いについてお考えをお聞きいたします。

次に、国保税の軽減策についてお聞きいたします。

国保税制度には被保険者の生活実態に配慮して、低所得者への税額を軽減する制度があります。昨年の第2回定例会では、税率引き上げはなされましたが、所得の低い方々への支援策として均等割と平等割を7割・5割・2割軽減する減額措置を継続していくという御答弁があったところです。また、後期高齢者医療制度がつけられたゆえの不利益救済の減免や、リストラなどで職を失った方への救済策としての減免制度があります。そこで、土別市国民健康保険税条例第33条、国民健康保険税の減免にかかわってお聞きいたしますが、この第33条はどれほど利用されているのでしょうか、ここ2～3年の利用者数及びその理由をお聞きいたします。

また、33条4項のその他特別の事情のある者に該当するケースがあるならば、プライバシーに抵触しない範囲でその事例をお示してください。

減免を受ける場合、申請書を提出しなければならないので、当然制度の内容等についてはすべての被保険者に知らされなければならないと思いますが、この33条減免についてはどのように周知徹底されているのでしょうか。特に滞納者の相談に当たっては、情報提供は欠かせないと考えますが、周知徹底されているのでしょうか。

次に、国民健康保険法第44条にかかわって本市での実施状況をお聞きいたします。

これは、国保の患者負担、病院の窓口で支払う一部負担が事情によっては猶予、軽減、減免されることを示しています。44条の内容及び本市での利用状況をお聞きいたします。

2009年の第3回定例会で、これまでの実績をお聞きしていますが、そのときは申請も証明書発行も実績はありませんでした。その後の利用状況、利用者数及びその理由などについてお聞きいたします。また、このことについての市民通知はどのようにしているのでしょうか、お聞きいたします。

本市国民健康保険条例施行規則第41条で、このことの具体的基準を定めていますが、市民が利用しにくい基準ゆえに、利用実績が伸びないのではないかと考えます。本市の利用基準をお示してください。

昨年9月、厚生労働省は国保の患者負担の減免について新たな基準を示す通知を出しています。被保険者には有利になる基準と考えますが、その内容をお聞きいたします。

市町村においては収入基準を国基準より拡大することができるので、本市の基準を市民が利用しやすいものに改正するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

私は市民に一層重い負担を負わせる今日の国民健康保険税ゆえに、払いたくても払えない人々が増え、また病院にかかるのも抑制して、ますます病気を重くしているような人々が増え、こういった人たちから保険証を取り上げるという政治に憤りを覚えるものです。国保税滞納者には制裁ではなく、生活困窮に一層落ち込まないように病気を予防し医療を保障し、生活苦から立ち直れるような手だてをとり、支援策を講じるべきと考えます。そのためにも土別市国保税条例33条及び国保法44条の市民周知と利用奨励が広く徹底されるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

また、土別市ホームページにはわかりやすく系統立った国保の軽減、減免制度の情報がありません。他市町村を参考に、市民有利になる情報を掲載することを求めまして、国保税についての質問は終わります。

最後の質問は、福島第一原子力発電所の事故を教訓として、原子力発電から撤退し、自然エネルギー利用への政策転換についてお聞きいたします。

東日本大震災発生から3カ月が過ぎましたが、福島第一原発事故はいまだおさまらず、むしろ被害は拡大するばかりで、放射能汚染や地域住民の命と暮らしへの影響は深刻になるばかりです。世界では原発依存から自然エネルギー、再生可能エネルギー利用への転換の声が今回の事故を契機に一層大きくなっています。さきに行われたイタリアでの国民投票では、原発は要らないという投票が9割を超え、ドイツは2022年までに今ある17基の原発を閉鎖し、風力など

の再生可能エネルギーによる電力への転換を目指すとししました。発電量の40%を原発に依存しているスイスでも、5基ある原発を2035年ごろまでに段階的に廃止すると閣議決定しています。日本では1960年代から原子力発電が稼働し始めましたが、日本共産党は原発技術の未完成さを指摘し、その建設に当初から反対してきました。そして6月13日には原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を求めて提言を発表したところです。また、19日付の北海道新聞によりますと、日本世論調査会が実施した調査では、原発を廃止し、原発依存の政策から脱却したいとする人が82%という結果を示しています。

初めに、泊原発にかかわってお聞きいたします。

北海道の泊原発1号機、2号機は運転開始から20年が経過しており、安全への徹底的な総点検が求められます。また、プルサーマル発電の3号機は、経済産業省が昨年許可を出していますが、ウランより放射能が高いプルトニウムとウランの混合酸化物であるMOX燃料を使用する計画が進められています。プルサーマル発電計画は余りにも危険過ぎ、直ちに中止するべきと考えます。札幌市の上田市長は、16日の札幌市議会において、泊原発のプルサーマルは凍結するべきと答弁しています。震災に無防備な泊原発の総点検と3号機のプルサーマル計画の中止を強く求めるものですが、市民の命と暮らしに責任を負う市長のお考えをお聞きいたします。

また、市長として国や道に対して泊原発の確実な点検と、拙速な再稼働はしないこと、そしてプルサーマル中止を求めていくべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

次に、原子力エネルギーから自然エネルギーへの政策的転換についてお聞きいたしますが、新聞社などによる世論調査からも明らかなように、原発依存から脱して計画的に原発を廃止し、同時に自然エネルギー政策への転換を進めていくのが国民大多数の願いではないでしょうか。しかしながら、福島原発の大事故や地域住民及び国民への深刻な被害、大きな経済的損失を見ながら、まだ安全神話にしがみついた人もいます。国に対しては原発から撤退し、自然エネルギー導入へ政策転換をする政治的決断を求めるものですが、市長のお考えをお聞きいたします。

最後の質問は、本市のエネルギー政策についてです。

2008年2月に土別市新エネルギービジョン策定報告書なるものを策定していますが、このビジョン策定の目的と今日までの新エネルギーの導入状況、利用状況及び今後の新エネルギー利用計画の方向性についてお聞きいたします。日本じゅうの家庭内の待機電力を削減する。例えばテレビや冷蔵庫などの電気製品のコンセントを小まめに抜くと1年間で原子力発電所1基分の発電量が節約されることになるといわれています。自然エネルギーへの転換の大前提として、一人一人の節電意識がどれほど浸透するか、どれほど本気で節電行動ができるか、今までのエネルギー浪費社会を抜本的に見直して、エネルギーの消費を減らし抑制する低エネルギー社会に転換することができるかが問われます。特に節電行動は私たちが本気で取り組まなければならない課題であり、行政においては市民への啓蒙啓発など、いかに市民へ働きかけて節電効果を上げるかが課題となると考えますが、その取り組みについてお聞きいたしまして、私の一般

質問を終わります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から本市のエネルギー政策の基本的な考え方について答弁申し上げ、エネルギー政策の詳細については総務部長から、国民健康保険税については市民部長から、介護保険については保健福祉部長からそれぞれ答弁申し上げます。

今回の東京電力福島第一原発事故は、東日本大震災から3カ月が経過しても収束の見通しが立たないという厳しい状況にあり、この事故を受けて全国各地の電力会社も緊急安全対策を講じるなど、災害に対する備えを進めています。今回の災害はこれまでの想定をはるかに超えたものであったことから、津波対策や避難方法などを含めた抜本的な見直しも必要とされており、原子力防災に対する取り組みが改めて問われているところであります。

このような中で、泊原子力発電所に関して北海道電力は、移動発電機車の配置や海水くみ上げ施設の配備、防潮壁整備の計画などを進めており、4月22日には発電所内のすべての施設設備の電源が失われた場合を想定した訓練も実施していますが、更に万全な安全対策を講じるため、体制の総点検を進めていただきたいものと考えているところであります。

また、泊原発3号機において2012年からの使用が予定されているウラン・プルトニウム混合酸化物、略称MOX燃料については、去る5月20日に製造に向けた検査申請が行われたとのこととあります。このMOX燃料については、今回事故のあった福島第一原発3号機の燃料の一部にも同様の燃料が使用されていたことから、北海道電力は今後MOX燃料について事故との関係など新たな事実が明らかになれば、そのときに対応したいとのコメントを発表しております。また、高橋北海道知事も昨日の定例道議会において、福島第一原発事故でMOX燃料がどう影響したのか、国の検証により問題がないことが確認される必要があると述べ、現状では3号機のプルサーマル計画は認められないとの考えを示しました。

私といたしましても、まずは福島第一原発におけるMOX燃料の影響がどうであったのかなどを含め慎重な検証検討が進められ、住民の安全・安心な生活が担保されない限り、プルサーマルによる3号機の本格稼働は行うべきではないと考えているところであります。

一方、国や道に対する要請等についてはありますが、最近では札幌市長がこのプルサーマル計画を凍結すべきとの見解を示しているところであり、各市町村長ともに地域の実情等を勘案しながら、それぞれの対応を検討している段階でもあろうかと考えております。要請活動等については住民の安全・安心な生活の実現を基本に、この圏域の市町村を初め道北市長会、そして北海道市長会とも連携をとりながら対応してまいりたいと存じます。

次に、今後のエネルギー政策に関してのお尋ねがございました。今回の震災を契機に原子力エネルギーにおける安全性の面においてさまざまな角度から、その是非についての議論が活発になっています。このことは日本国内での議論にとどまらず世界的に広がっており、小池議員のお話にもありましたように、ドイツを初めスイス、そして先週はイタリアも脱原発の方向性

を打ち出したところであります。

こうした中、菅首相は5月初旬に、浜岡原発の運転中止を求めたことに始まり、5月下旬の経済協力開発機構の閣僚理事会において、全発電量の20%以上を自然エネルギーで賄うこと、更には太陽光発電のコストダウンと一般家庭での太陽光パネル設置に向けての積極的推進の方向性を示したところであります。更に今月12日には自然エネルギー推進庁の設置を示し、14日には電力会社に自然エネルギーによる電力の買い取りを義務づける固定価格買い取り制度法案の成立を提唱するなど、その動きは活発になっています。

今回の震災によって、現在福島県内の市町村では警戒区域、緊急時避難準備区域、計画的避難区域などが設定され、多くの住民が避難所での生活を初め屋外での活動を制限される生活を余儀なくされており、更に最近では福島県以外の地域においても放射能汚染が不安視されている現状を見ますと、放射能という目に見えない災害の恐ろしさを改めて実感するところであります。行政の立場で考えますと、地域住民が安全で安心な生活を送ることができる環境をつくるのが、その大きな目的であり、原子力エネルギーには常にこうした危険性が内在することを考えますと、今後は自然エネルギーの導入などを柱に、原子力に頼らない再生可能なエネルギーのあり方を模索していかなければならないと強く考えるところであります。

しかしながら一方では、我が国の電力エネルギーの約3割を原子力発電で賄っているという現状も見据えなければならず、国民生活を初め経済活動への影響など、大局的な見地からの検討も必要であります。こうしたことも含め、まずは国が我が国のエネルギー政策の将来的なビジョンを早急に見定め、国全体の安全で安定的な電力エネルギーの確保に努めていくことが極めて肝要であると考えております。

以上申し上げて私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、本市の新エネルギービジョンについて及び節電についてお答えいたします。

最初に、新エネルギービジョンについてであります。このビジョンは平成20年2月に市内のエネルギー消費の実態を明らかにするとともに、地域に賦存する再生可能な新エネルギーの利用可能量を算定し、活用方策を広く検討することを目的として策定したところであります。この中で、自然環境や社会環境などの地域特性を基本に、本市における新エネルギー活用の可能性を調査した結果、森林系や農業系のバイオマス、雪氷熱、太陽光発電などについては利活用の可能性が高いものの、風力については十分なエネルギーが得られないという結果になりました。

このビジョンに基づく公共施設への新エネルギー導入として、平成21年度に土別中学校、土別南中学校、コスモス苑、あさひサンライズホールの4つの施設に太陽光発電システムを設置したところであります。これらの太陽光発電システムによって発電された電力は、施設内の電力源として使用されており、22年度の実績としては4施設を合わせ年間約120万キロワットの

電力使用量のうち、約2万5,000キロワットがこのシステムで賄われたことになり、電気料金換算では約31万円の削減、これを二酸化炭素削減量で換算しますと約14トンの削減という結果になりました。更に本年4月にオープンした朝日地域交流施設「和が舎」においても、木質バイオマスボイラーを導入したところであり、この木質バイオマスの活用によって年間燃料代は、重油を利用した場合の約4分の3に削減され、二酸化炭素の量で111トンが削減されると見込んでおります。これらの公共施設における新エネルギー導入は、二酸化炭素の排出量削減や省エネルギー化などの効果のほか、生徒を初め施設利用者や市民に対し地球環境の保全やエネルギー問題への関心を高めていくことに寄与するものと考えています。

また、21年度からは一般住宅に対する新エネルギー導入助成制度を実施しており、この制度を活用し22年度までの2年間で10戸の住宅に太陽光発電システムが設置されたところであります。これら10戸のシステムに関し、発電量や電気料金の削減額の効果については現段階では集約されておりませんが、まとまり次第、広報紙やホームページ等により広く公表し、太陽光エネルギーの普及啓発を推進してまいりたいと考えております。

なお、この助成制度については今年度が最終年度となりますが、現在の社会情勢等も勘案しながら制度の継続について検討してまいりたいと考えております。

更に、これからの取り組みとしては、本年度低炭素むらづくりモデル事業で整備する堆肥化施設において太陽光発電システムを設置する予定でありますし、今後の公共施設の整備、更新の際にも新エネルギー導入の可能性を前向きに検討しなければならないと考えております。現在はエネルギーに対する市民の関心も高まっているときでありますので、さまざまな機会を通じ、新エネルギーに関する情報の提供など、普及啓発活動に努めてまいりたいと存じます。

最後に、節電に対する取り組みについてであります。

京都議定書の基準年である1990年以降、産業界での二酸化炭素排出量は減少している一方、一般家庭での排出量は増加しているといわれています。国民の意識は省エネ、節電の方向にあり、新しく発売される家電製品についてもエコ家電が主流となっている反面、使用する家電製品の種類や台数の増加、大型化などがその大きな要因といわれています。こうした中で、本市としてもまずは行政自身の取り組みとして、土別市地球温暖化対策職員実行計画を策定し、事業所として省エネルギーの実践に取り組んでいるほか、蛍光灯や白熱電球をLED化した場合の検証を行うべく、今年度は多寄出張所において実証試験を進める予定であります。

また、このたびの東日本大震災による電力不足が国民生活や企業活動に大きな影響を及ぼしており、一層の節電が求められる中、資源エネルギー庁は一般家庭向けあるいは大小の事業者に向けて細かなメニューを提示し節電対策の協力を求めています。

本市においては、東北や関東地方のように電力不足が予想される状況にはないものの、日本全体のエネルギー不足という状況にかんがみ、更には環境への負荷の軽減を念頭に節電に取り組んでいくことは重要なこととありますので、広報などによる情報の提供や各種イベントでのPRを通じて、持続的かつ積極的な啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） 国民健康保険にかかわる御質問について、私からお答えいたします。

まず、平成22年度国保会計決算の状況についてであります。

22年度当初予算においては21年度の保険給付費の見込み及び過大交付となっていた20年度前期高齢者交付金の精算の関係から、国保支払準備基金を全額取り崩した上で、なお収支不足が見込まれ、やむを得ず実質的な赤字予算を編成したところであり、更に増加が見込まれる保険給付費に対応するため、昨年第2回定例会において国保税率の改定を行ったところであります。

この税率改定の影響であります。22年度の改定は医療給付費分にかかわる所得割を5%から5.6%に引き上げるとともに、1人当たりの均等割を1万7,000円から2万1,000円に、1世帯当たりの平等割を2万円から2万1,000円に改定し、後期高齢者支援金分、介護納付金分については据え置いたところであります。その結果、22年度国保会計全体での増収額は3,811万5,000円となり、年間平均の被保険者世帯数で単純に割り返すと、1人当たり5,640円、1世帯当たりでは1万250円の増となったところであります。

また、保険給付費の状況であります。国保会計における保険給付費ベースで申し上げますと、21年度は入院に係る医療費の増加が著しく、多い月では1カ月間に3,600万円も前年度を上回る月もあるなど、ほぼ1年間を通じ増加傾向となり、20年度を1億7,000万円上回る19億5,600万円の保険給付費となった状況から、22年度予算ではこの伸び率などを考慮し、20億4,200万円の保険給付費を掲上したところあります。

22年度当初予算から9月までは21年度と同様の傾向でありましたので、冬期間のインフルエンザの流行などによる大幅な医療費の増加を危惧しておりましたが、10月以降は21年度を下回る結果となり、最終的には対予算で1億2,100万円、対前年度3,480万円減の19億2,100万円の保険給付費の決算状況となったところあります。

次に、診療費の状況であります。被保険者1人当たりは26万5,000円で、21年度とほぼ同額であります。1日当たり及び1件あたりの診療費は入院、外来ともに受診率が大きく減少しているにもかかわらず増加傾向が見られ、特に1件当たりの入院費においては21年度の42万9,000円に対し、47万8,000円と大幅増となっております。このことはがん、心疾患、脳疾患などの増加のほか、入院時、通院開始時に既に症状が重篤化し、医療費が高額となったケースも考えられることから、更に人間ドック、特定健診などの受診による早期発見、早期治療などに努めてまいりたいと存じます。

こうした状況下での22年度国保会計の決算状況であります。ただいま申し上げたように、保険給付費が当初の見込みを下回る一方、収入面では北海道の特別調整交付金2,600万円の交付がなされたことなどから、当初全額取り崩しを見込んでいた21年度末国保支払準備基金1億4,156万3,000円のうち3,028万円の取り崩しを停止した上で、収支均衡が図られたところであ

ります。その結果、昨年12月時点で見込んでいた約1億円を23年度予算から繰り上げ充用しなければならぬという状況は回避できたもので、当面の赤字は解消されたところであります。また、22年度末の国保支払準備基金の残高は、今後の医療費の増加に対応するため、一般会計から繰り入れを受けた1億5,000万円と合わせ、約1億8,000万円となったものであります。

次に、23年度予算にかかわってのお尋ねであります。まず23年度の地方税法改正に伴う課税限度額の引き上げの影響についてであります。国は医療費の増加による国保税収の悪化から、中間所得あるいは低所得者層の負担軽減を図るため、法定限度額を引き上げたところであり、医療分を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分を13万円から14万円に、それぞれ1万円引き上げ、介護納付金分については医療分とアンバランスの状況にあることから、この是正のため10万円から12万円に2万円引き上げたところであり、本市におきましても今定例会最終日に課税限度額引き上げの提案をいたす予定であります。

この改定による本市の影響であります。それぞれ影響世帯数、影響額を申し上げますと、医療分で122世帯、113万2,000円、後期高齢者支援金分225世帯、200万円、介護納付金分270世帯、477万6,000円、影響額全体では761万1,000円と試算をいたしております。

次に、23年度予算の見通しであります。23年度当初予算では前期高齢者交付金が平年ベースの交付となることに加え、22年度の税率改定により、収支均衡の予算が編成できたところであります。ただ予備費については財源確保が困難であったことから、当初計上いたさなかったところであります。22年度の決算状況を踏まえ、準備基金を財源として3,000万円の予備費を最終日に補正計上する予定でありますので、今後一定程度の医療費の増加に対応できるものと考えており、補正予算後における国保支払準備基金の残高は約1億5,000万円となるものであります。

そこで、税率改定を含む今後の国保会計の見通しであります。現時点での状況は22年度の税率改定当時より大きく収支状況は改善されたところであります。ただこの最大の要因は保険給付費の減といった非常に不確定な要因であることに加え、前期高齢者交付金など国や道からの負担金、交付金は当該年度の実績ではなく、全国的な医療費の状況や推計に基づく概算交付の後に翌年度に精算となることから、小規模自治体の国保財政運営は単年度の収支だけでは判断できないといった面があります。現在の状況では、当面税率改定の必要はないものと考えておりますが、一般会計からの支援を受け準備基金を確保するといった脆弱な会計でありますので、今後の医療費の動向に注視するとともに、特定健診、人間ドック受診などによる疾病の早期発見、早期治療、レセプト点検による過剰受診の抑制のほか、一般会計の福祉施策と連携する中、市民の健康づくりを最大限推進し、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、特定健診、人間ドックの受診状況であります。

20年度からの特定健診、人間ドックのほか、既に通院中の方が治療の一環として行われた検査結果のデータ提供をあわせた受診数で申し上げますと、20年度は1,614名、被保険者のうち

40歳以上の方の総数に係る受診割合は33.3%、21年度1,682名、同じく35.3%、22年度1,802名、38.8%であり、受診率は徐々に向上しております。このうち人間ドックにつきましては、20年度は40歳から64歳までの方400名を対象として実施し、21年度については特定健診の普及とこれまでの受診状況から対象者を300名として実施したところでありますが、65歳以上の高齢者を含む市民の方から、ドックによる受診希望が多い状況を踏まえ、22年度は40歳から74歳に対象年齢を引き上げるとともに、定員を400名に拡大したものであります。

22年度の特定健診などを含む全体の受診者数は、対前年度120名の増となっておりますが、主にはデータ提供者が89名伸びたことによるもので、ドックの拡大分がそのまま受診率の向上とはならなかったものであります。特に65歳以上の方が特定健診から人間ドックに多数移行する一方で、40歳から64歳のドック受診者は減少した状況にあり、このことが人間ドックの対象年齢を初めて引き上げたことによる単年度だけの状況なのか、判断が難しいところでありますが、23年度においても同じ取り組みを実施することで、既に健診案内をいたしたところであり、本年度のこの受診状況を更に分析を加え、市民の方にとって受診しやすい健診体制を検討し、受診率の向上に努めてまいります。

更に、25年度には受診率65%を達成しなければ国の調整交付金でのペナルティーも見込まれ、国保会計に大きな影響を与えることから、保健推進員との連携や地域担当職員による地域政策懇談会などの機会を通じ、健診の重要性や制度の周知について取り組んでまいりたいと存じます。

次に、国保税滞納の実態についてであります。

22年度の国保税現年度分の滞納世帯数は276世帯で前年度より32世帯増えており、所得階層別に申し上げますと、100万円以下の世帯が130世帯、100万超えから200万以下世帯が88世帯、200万超えから300万以下の世帯が38世帯、300万超えが20世帯であり、所得が200万円以下、給与収入に置きかえると約312万円以下の世帯8割を占めております。滞納の実態は世帯によりさまざまな事情がありますが、長引く景気の低迷により収入が減少傾向にある中、20歳代から40歳代の世帯が多いことから、子育て世帯の生活の厳しさが影響しているものと推測されるところであります。ただ収入面からは税の納付が可能と思われる世帯もあり、税の公平性の観点からも納税担当と連携し、納税相談や訪問徴収、分割による納付等に取り組んでおりますが、故意に払わないといったケースでは催告の上、財産調査、財産差し押さえなどの行政処分も行っているところであります。

次に、資格証明書並びに短期証についてであります。

国民健康保険法では、世帯主が特別な事情なく1年間にわたり国保税を滞納すると、有効期間が短い短期証が交付され、この世帯のうちなおも理由なく滞納している場合は、被保険者資格証明書を交付することができるものであります。短期証の場合は有効期間が通常の保険証より短いだけで、医療機関での窓口負担は通常の保険証と同様であります。資格証明書になりますと一たん医療費を全額支払い、後日国保窓口で自己負担分を除き特別療養費として世帯主

に給付するものであります。本市における各年3月末の資格証明書の交付状況であります。21年は1世帯、1人に交付をいたしておりましたが、被保険者が医療費の負担がでずに病院に行けないといった状況にならぬよう、極力滞納世帯との相談機会を確保した上で、短期証への切りかえに努めていることから、21年9月を最後に現在まで交付実績はありません。

また、短期証の交付状況についてであります。21年では83世帯、138人、22年95世帯、153人であり、23年は67世帯、105人と交付世帯は前年より28世帯、交付人数も48人減少している状況であります。

そこで、短期証の有効期間についてのお尋ねであります。

現在本市におきましては、3月、6月、9月、12月末を有効期限とする有効期間3カ月の保険証を交付いたしており、一斉更新となります。9月は簡易書留により郵送し、その後は有効期限ごとに窓口での交付を原則としております。本市が短期証の有効期間期間を3カ月としているのは、何よりも滞納している世帯の健康面も含めた生活状況の把握や納付状況などを確認する重要な機会を確保するためであります。窓口での納税相談を増やすことにより、減免制度のほか生活保護や公的医療の制度を直接お知らせすることができるという場合もあります。現在短期証交付の場合でも、生活実態などを把握した上で、滞納はしているもののできる限り納税に努めていただいている場合などには、通常の保険証を交付している世帯もありますし、高校生世代以下には国は有効期間を6カ月以上としているところ。本市では全員に一般証を交付するなど配慮をいたしております。また3カ月ごとの更新の際も、事情により窓口に来られない場合は、電話などにより状況確認し、郵送もしくは納税担当職員が訪問徴収時に交付するなどの対応により、保険証がないために受診ができないといった、いわゆるとめ置きはない現状にあるもので、他市と比較しても柔軟な取り扱いをしているところであります。

仮に短期証の有効期間を滞納者の状況により3カ月と6カ月に区分すると、対象者をどのように区分するのか、またこの有効期間の違いが医療機関、医療従事者にどのような印象を与えるのか、更に6カ月となった場合には、納税相談の回数が減ることによって納税意欲が減退し、結果として滞納額が多額になってしまう可能性もあるなど、さまざまな課題があると考えております。ただ道内他の都市における短期証の有効期間の状況は、本市と同じ3カ月が13市、4カ月が2市、6カ月が10市、1カ月から6カ月の区分を設けている市が8市などさまざまな状況にあることから、有効期間の長い各市においてどのような方法で滞納者との相談機会を確保しているのか、あるいは複数の有効期間に区分した場合の課題など、情報を収集し研究してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、現在の厳しい経済情勢の中、高齢者医療費の増加、若年層における社会保障制度への不満、更に他の保険より負担感の大きい国保制度は全国的に多くの課題を抱えており、滞納の増加は最終的に他の被保険者の負担につながるとともに、国民皆保険制度の最後のとりでである国保財政運営の悪化を招くことにもなりますので、納税相談などこれまで以上にきめ細かな対応に心がけ、滞納世帯の減少に努めてまいります。

次に、国保税及び医療費の一部負担金の軽減、減免策についてのお尋ねであります。

まず、土別市国民健康保険税条例第33条の規定による国保税減免の利用状況についてであります。本規定では、市長において必要があると認める者に対し、国保税を減免することができるものと定めており、減免の基準として大きく4点あります。

1点目の災害などにより生活が著しく困難となっている者、またはこれに準じると認められる者につきましては、納税義務者が災害により死亡あるいは障害を持った場合などに該当する者であり、過去3年間申請者はおりません。

2点目の生活困窮により公私の扶助を受けることになった者につきましては、公の扶助である生活保護法の適用時点で、国保の適用除外とするとともに、それ以降の国保税を全額免除するものでありますが、21年度中に国保加入から生活保護受給世帯となったケースは14世帯で減免額は27万3,600円、22年度は18世帯で32万2,000円の減免をいたしております。また、社会福祉事業団などから生活支援を受ける場合は、2分の1の減免となるものでありますが、該当者はおりませんでした。

3点目の年度中に社会保険などの他の保険加入者が後期高齢者に移行したことに伴い、その方の被扶養者が国保に加入となる際、65歳以上の方にかかわる国保税の減免制度があります。これにつきましては、所得割、資産割の免除、均等割及び平等割を所得に応じて減免するもので、20年度は7名で13万8,100円、21年度5名で13万2,100円、22年度9名で20万7,500円の減免であります。

4点目の納税義務者などが死亡、失踪、事業の倒産により所得が著しく減少し客観的にみて負担能力がないなどの特別の事情にある場合の減免については、過去3年間申請はありませんでした。このことは、例えば生計を維持されていた御主人が亡くなった場合は、その時点で亡くなられた本人にかかわる税が減額更正されるほか、新たに納税義務者となる奥さんについても新たな収入に応じて軽減の認定判定を行い、ほとんどの方がそれによって軽減の対象となることによるものと考えております。更に国の制度改正に伴い、22年度から非自発的失業者にかかわる軽減措置を第30条に定めたとおりであり、22年度においては46件、321万4,600円が軽減されているところであります。

次に、国民健康保険保険法第44条にかかわってのお尋ねであります。

この第44条は特別な理由があると認められる場合、一部負担金を支払うことが困難と認められるものに対して、減額、支払いの免除及び徴収の猶予ができるとの規定であり、市町村が独自に基準を定めて実施するものであります。本市においても国の示した基準に基づき、条例施行規則第42条で基準を定めており、世帯主が震災、風水害、火災などの災害により死亡された場合や障害者となられた場合、または資産に重大な損害を受けた場合、干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作により収入が減少した場合あるいは事業または業務の廃止、失業等により収入が著しく減少した場合、この場合に6カ月以内の期間に限り一部負担金の徴収を猶予するほか状況により減額あるいは免除する内容であります。この制度の申請についてもない

状況にあります。

そこで、お話にありましたように、昨年9月に厚生労働省は34年の通知から51年ぶりに見直しを行い、全保険者においてこの一部負担金減免など、適切な運用がなされるよう認定の際の基準を設けたもので、入院療養を受ける国保加入世帯であって、世帯主及び世帯に属する国保加入者の収入が生活保護法で定める生活扶助、教育扶助、住宅扶助の合算額以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯に対する減免措置、また一部負担金の減免の期間は1カ月単位の更新制で、3カ月までを基準とし、入院が長期に及ぶ場合は生活実態に留意し、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、福祉部局との連携を図ることといったことが加えられたものであります。

この改正基準により、現在本市でも施行規則の見直しの作業に着手をいたしておりますが、この国の基準を踏まえての改正であれば、減免額の2分の1が特別調整交付金で補てんされますが、国の基準よりも広い範囲において実施される減免については補てん対象外となるものであります。現在の本市の脆弱な国保会計の状況を考えますと、拡大策を講じることで、結果として被保険者全体の負担増につながることも想定されることから、慎重な対応が必要と考えており、今後ほかの市町村の動向、国保財政の状況を見据えながら検討してまいりたいと存じます。

次に、これら各種制度の市民周知と利用奨励を徹底するべきとお話ございました。これら軽減制度については、これまでも随時市広報で周知するとともに、国保税の軽減については納税通知の際に、医療費の軽減などについては医療費通知の際、本人に直接お知らせするほか、窓口の相談に来られた場合には個々の実情をお伺いし、生活保護や他の公的医療制度なども含めて周知を図ってきたところであります。ただ、国保税の滞納や市立病院での支払いが滞る方が増えている状況もあり、議員お話しのように生活に苦しむ市民の方が医療費支払いのために更に生活が困窮し、最終的に医療受診を控え症状が悪化し、長期間仕事を休んだり入院を余儀なくされるといったことはあってはならないものでありますので、これまで同様の周知に加え、新たに医療機関などの協力を得る中で、パンフレットでの周知やホームページの掲載方法、内容の見直しなど、市民にとってわかりやすい周知について取り組んでまいります。

以上申し上げまして答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私からは、介護保険についてお答えいたします。

介護保険制度につきましては、平成24年度から26年度までの間の第5期介護保険事業計画が24年度からスタートする中で、それに向けての介護保険法改正案が国において可決されたところであります。そこで、この制度改正に伴う新規事業として実施予定の介護予防・日常生活支援総合事業についてどのように考えているかとのことについてであります。

本総合事業につきましては、介護状態の軽度な要支援1・2と認定審査を受けたが要支援に該当しなかった方などの高齢者を対象として、現行の介護保険制度予防給付事業の中のホーム

ヘルパーによる訪問介護と通所介護に配食サービスや見守りなどの各種サービスを組み合わせ、総合的なサービスを提供する市の事業として実施されるようになっております。また、ただいま申し上げました訪問介護、通所介護、更には訪問看護などの現行の予防給付事業につきましては、次年度以降も要支援1・2の高齢者を対象に引き続き継続して実施されるようになっております。

こうした中で、要支援1・2の高齢者はこの総合事業と予防給付事業の同一サービスを重複して受けることはできないことから、市町村や地域包括支援センターは要支援1・2の方の意向確認を行うとともに、身体の状態に応じて予防給付事業で対応するのか、それとも新規の総合事業で対応するのか、判断し決定することとなっております。

現在この総合事業の言われております利点といたしましては、事業創設によってサービスの選択肢が拡大するということと、訪問介護と通所介護、配食サービスのほかボランティア、民生委員、自治会などにより見守りや生活支援など、地域で高齢者を支える新たなサービス提供が可能になるとともに、これまで介護認定審査会の都度、要支援と非該当を行き来していた高齢者の方は、サービスが途切れ、一貫して受けられなかったものが、そうした認定結果となっても切れ目のない持続しての支援が受けられることなどであります。

しかしながら一方で、本事業は小池議員お話しのように、介護保険制度の予防給付事業ではなく、このため利用者が増加した場合、全体事業費が十分確保されるのか、あるいは利用者負担、市町村の財源負担はどうか、また、対象者のサービスについて具体的にどのような判断基準で選択するのか、更にはサービスの内容充実や行き届いた質の高いサービス提供は可能となるのかなど、事業内容に不確定な部分もあることから、不安も多くあるところとなっております。従いまして、今後国から本事業の推進方針や取り組みマニュアル、事業基準などが示されてくるとのことですので、この早急な情報入手に努め、制度内容について十分見きわめる中で、状況に応じては道内各自治体と連携し、全国市長会等を通じ国などに対し、市民にとって有効活用でき、サービス向上が図られる制度となるよう財源手当ても含め要望いたしてまいりたいと考えております。

次に、国における介護職員の医療行為に対する考えについてであります。

近年、経管栄養やたんの吸引などの医療の処置が必要な要介護者が増加しており、特に特別養護老人ホームにおいて高齢化や要介護度の重症化に伴い、医療的ケアを必要とする入所者が増加しております。一方、特別養護老人ホームは医療提供を主目的とした施設ではないため、定員数に応じた看護職員の配置となっており、たんの吸引や経管栄養が必要な入所可能人数を多くの施設において一定程度にとどめざるを得ない状況となっております。

本市におきましても、コスモス苑や美土里ハイツでは、配置の介護職員数により、経管栄養やたんの吸引が必要な受け入れ可能人数は、入所定員の1割以下に制限せざるを得なく、両施設ともに医療的ケアを必要とする入所待機者が多い状況となっております。また、在宅介護においても、たん吸引等の医療的ケアの必要な高齢者の方等が多く、家庭におきましては家族の

方が医師や看護師からの指導を受け、対応いたしておりますが、家族は24時間介護となり、疲労も重なりますことから、市内に3カ所設置の訪問看護事業所に看護サービスの依頼が極めて多くある実態となっております。このように施設においても在宅におきましても、高齢者等の健康保持のためのたん吸引等のケアを行える人材としての看護師を安定配置した体制整備が喫緊の課題となっておりますが、今日的な看護師不足などから、その体制整備は十分な状況とはなっていないところであります。こうした状況は、さきにも申し上げましたが全国的な問題でありまして、高齢者の増加に伴い医療的ケアの必要な要介護者は多い状況にありますものの、この対応に当たっては看護師等の人材は不足しているところとなっております。

こうしたことから、これまで一部特別養護老人ホームの介護職員等に限定し実施していたたん吸引などの医療的ケアについて、国は平成24年度より介護職員全体に医療的ケアが実施できるよう法整備をいたしたところであります。しかしながら、小池議員御指摘のように、たん吸引の医療行為などで介護職員の負担増や事故は決して起こしてはならないことでもありますので、この法整備において国は教育・研修はもとより、介護職員と医師及び看護師との連携強化により、徹底した安全確保措置を講じ、利用者はもちろんのこと、介護職員が負担とならないよう考慮し、不安なく従事することのできる体制整備を図ることで、医療的ケアを必要とする多くの方々の命と健康が守られることを心から願うものであります。

次に、2012年度からの第5期介護保険料についてであります。この本市の試算額につきましては介護保険制度及び保険料段階も現行の7段階、8区分のまま継続するものとして試算いたしますと、今期中に建設される施設を含めた利用介護施設全体の年間介護給付費に今期の年平均在宅サービス介護給付費を合算の上、年間の介護給付費総額を算出し、これをもとに計算した24年度から26年度までの第5期の年間平均介護給付費は、18億5,000万円と見込まれます。この額から国庫負担金等を控除した額を、現在の第1号被保険者数で除した保険料基準額は、年間約5万2,700円となり、平均月額は約4,400円になるところと試算いたしております。

次に、要介護者の障害者控除認定の実態についてであります。

まず、障害者控除の条件についてであります。要支援2から要介護3までの区分の介護認定を受けている方は障害者控除を、要介護4または要介護5と認定されている方は特別障害者控除を受けることができ、所得税の障害者控除額は27万円、特別障害者控除額は40万円であり、住民税の障害者控除額は26万円、特別障害者控除額は30万円となっております。また、障害者控除対象者認定書の交付数についてであります。平成20年度は障害者控除が44件、特別障害者控除が34件、21年度は障害者控除が31件、特別障害者控除が21件、22年度は障害者控除が33件、特別障害者控除が19件であり、申請のあったすべての方に対し認定証を交付いたしております。

次に、税の控除にかかわって介護認定の見直しにより、改定された点についてであります。

21年4月の介護認定方法の見直しにつきましては、認定事務の軽減と介護認定のばらつきを是正するため、調査表の記入において特記事項として必要な情報を付記することとしたほか、

調査項目を82から74に削減し、審査基準についても大きく変更となったところであります。この見直しされた認定方法により介護認定を行った場合、介護度が軽度になり、これまで受けていたサービスが受けられなくなるなど、認定者に不利益の出ることが判明したため、この認定方法の修正期間である21年4月から9月までの間の更新認定については、従来の介護度に戻すことにより、控除額につきましてもその介護度を用いた控除を受けることができましたことから、市民に対し不利益を及ぼすこととはならなかったところであります。

これら介護認定における障害者控除の市民周知であります。税の申告時期に合わせた広報紙やホームページ及び税務課との連携による確定申告会場での周知、更には介護認定の結果を通知する際に、障害者控除に該当することをお知らせしたところであり、今後ともさまざまな機会をとらえ、制度の周知に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時57分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

東日本大震災発生から3カ月経過いたしました。私自身3月末には岩手県宮古市に入り、また5月には液状化現象による隠れた被災地といわれている千葉県浦安市などを視察いたしました。改めていろいろと思うところがあり、今回の質問に当たっても、その問題意識を随所に生かしておるつもりです。以下4つのテーマにわたって質問いたします次第です。

まず、「定住自立圏」における防災のあり方について質問いたします。

今定例会初日に行われた市長の行政報告では言及がありませんでしたが、3月28日に名寄市との間で定住自立圏の複眼型中心市宣言がされたわけです。この宣言書を拝読して、私は圏域内のメディアの共有について余り強調されていないことに、いささかの疑問を感じました。

そこで第1に、災害時のローカルメディアの活用についてお伺いいたします。この点、被災地からの教訓話をしますので、少々おつき合ください。

宮古市に赴くに当たり夜行列車を含めすべて鉄道を使い、片道19時間かかりました。印象的だったのは、宮古に近づくにつれ駅の売店やコンビニエンスストアなどの張り紙の内容が変化していくことです。青函トンネルを渡り青森県に入ると、例えば節電のため6時に閉店しますなど節電関係の張り紙が多くなり、北海道より厳しい電力事情を思い知りました。しかし、八戸、盛岡と乗りかえて直接の被災地である宮古市におり立つと、今度は各種の張り紙がかくの

ごとく変化しました。いわく、私たちは 避難所におりますなど、所在を知らせる紙、それから祖母と息子が行方不明です、はたまた従業員全員無事ですが従業員の家族に死亡5名など、消息を知らせるものが多く、これは私が物語の世界でしか知らなかった戦争の後のようでした。しかるに被災地の現実には張り紙による安否情報が頼りであります。すなわち、新聞、テレビ、電話という日常親しんでいるメディアが頼れなくなると、我々は一挙に原始的な情報伝達手段が頼りとなり、非常に心もとない状況に陥るわけです。

一方、よく知られているとおり、石巻日日新聞のように決死で壁新聞を発行し、被災状況を伝えた例もあります。本市には幸い道北日報、北都新聞といったローカルな活字メディアがあり、市民生活に日常的に定着しています。非日常の最たるものである大災害時に、これらローカル新聞がどういった役割を果たし、市民や定住自立圏の圏域内住民にどんな情報を提供してもらうのか、機会を見て話し合ってはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、電波メディアの件です。

今回被災したものの余り目立たない存在となっている茨城県におきましては、テレビには地元の局がなく、民放はすべて東京のキー局でラジオもまた同様であり、そしてテレビ、ラジオともその番組の大半が岩手、宮城、福島3県の被災情報で占められ、茨城県民は地元の情報入手に大変苦労したそうです。顧みれば本市の電波環境もS T VやH B Cといった民放ラジオの情報は札幌発で、NHKの天気情報などもせいぜい旭川発であります。定住自立圏となった名寄市別地方に固有の電波メディアがある必要性は、単に災害時のみならず日常の気象情報やイベント開催情報などを共有する日常面でも大切であることは言うまでもありません。ちょうど1年前の第2回定例会で、私はFMなよろ・エアてっしについて取り上げた経緯がありますが、いま一度電波メディアをこの圏域で共有していく方策について、市の考え方をお聞かせください。

更に、圏域内での通報連絡体制のばらつきをなくするための方法についてお尋ねします。

定住自立圏に加入が見込まれる市町村の防災、避難、通報連絡体制はそれぞれさまざまであり、例えば剣淵町のように各家庭に有線放送設備が普及している町やそうでない町があります。市町村の境を挟んで大災害時の連絡体制にタイムラグやむらができたり、たまたま隣町に出たから避難場所が全くわからないなどの不備はなるべく防ぎたいものです。これは消防や防災関係の会合などでも話題にはなるとは思いますが、こういった連絡通報体制をどう広域的に構築していくか、いま一度考え方を聞かせていただきたく思います。

私の質問の第2のテーマは、学校教育での「原子力」「原発」の扱いについてです。さて、市立図書館の1階にビデオ、DVDなどを置いたA V視聴コーナーがあります。ここには各官庁や準公的機関などから送られてきた広報目的の学習啓発ビデオがいろいろと置いてあります。その中には、全国の電力会社が加盟する電気事業連合会など、いわゆる原発推進側のP Rビデオ類が何本もあり、やはり3.11以前はこういった宣伝活動に何百億円ともいわれる潤沢な予算が使われていたことに改めて思い至りました。かくのごとき原発安全神話に立脚したような

宣伝物、広報資料は基本的に市内の各学校にも送られてくるものなのをお伺いする次第です。

細かく聞くと、そういった教材が送られているとしたら、およそどんな種類のものがあるのか、また授業などに活用するように特別な働きかけがあったりするものなののでしょうか。私が図書館で見たDVDにあっては、すぐに授業で活用してくださいと、おせっかいにも教員向け指導案まで付録としてついておりました。更にお聞きしますと、文部科学省の原子力教育支援事業交付金を土別市の学校教育の中に活用したことは今までにありますでしょうか。またその交付金を財源とするポスターコンクールや原子力発電所見学に、本市の児童生徒も参加させた例は今までにあるのでしょうか。

次に、学習指導要領の話です。学習指導要領の中学理科第1分野では、原子力教育が行われる規定になっており、そのための副読本もつくられています。資源エネルギー庁と文部科学省は去年早速1,500万円かけて財団法人日本生産性本部に委託し、新指導要領に対応した原子力に関する副読本を制作しました。その副読本の題は、小学生対象のものとしては「わくわく原子力ランド」、中学生が対象のものとしては「チャレンジ原子力ワールド」というものです。これらは全国の小中学校と市町村教育委員会に各一部ずつ配付したということですから、当然土別市内の学校にもあると思われます。その副読本の大まかな内容は、例えば原発は大きな津波にも耐えられる設計だ、原子炉は5重の壁で守られているとか、CO₂を出さず多くの電力を安定供給など、原発のいわゆる長所や、今となっては幻想としか言いようがない神話ばかりを強調しているということです。

高木文部科学大臣は、最近になって国会でこの点の見直しを明言し、また林久美子文部科学政務官は更に具体的に副読本の差し替えや原子力ポスターコンクールの中止を表明したところです。土別市としても一連の見直しが本当に完結されるまでは、安易な原子力安全説を教えるべきでないの言うまでもないことです。逆に今、子供たちに教えるべき事柄としては、連日の報道で何ミリシーベルト、何マイクロシーベルトといわれていることへの子供たちの関心に答えることも必要でしょうし、また放射線の害の性質や計測機器さえあれば、土別でも放射線量測定ができることなどを教えておくべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。今しっかりと教えておくことで、例えば福島県から本市に避難してくる家族などがいた場合に、放射能がうつるとか、被曝が感染するなどの根も葉もない偏見やいじめをあらかじめ防ぐ効果もあると思うんです。

さて、原発事故による放射線の害をこの先何十年もわたって一番受けてしまうのは、今の子供たちです。また今回の質問の末尾でも触れますが、自然エネルギーにいろいろな可能性があることを、これから長く生きていく子供たちには特に知らせていくことが求められると思います。私は、私たち大人がつくった大量消費文化への反省も込めて、生活スタイルの転換を子供たちとともになし遂げていきたいと思いますが、この点特に教育長からコメントがいただけたら幸いです。

3番目のテーマは、大震災被災者への住宅提供についてであります。

6月6日に行われた経済建設常任委員会の調査で、朝日の三望台団地を視察し、空き室の現状を確認しました。窓枠などはおおむね使える状態で、確かに住めない状態ではないと思いますが、やはり水周りなどの老朽化は否めず、避難生活で疲れ果てた方々が営繕などに追われず、果たして安心して住めるのかと、そういった観点から見れば、やはりもろ手を挙げて入居歓迎と言える状態じゃないというのが私の率直な感想です。

そこで、被災者への住宅提供について幾つかお聞きします。

本定例会冒頭、6月10日の牧野市長の行政報告では、岩手、宮城、千葉、栃木各県から計5世帯11名の方々が転入されたとなっており、私は引き続き被災者、避難者への手厚い支援を希望いたしますが、私は雇用促進住宅士別宿舍のそばをよく通ることもあり、また札幌、函館、旭川、苫小牧、釧路では被災者に雇用促進住宅を提供している事実もあるため、素人考えではどうして雇用促進住宅を使えないのか、改めて疑問に思った次第です。入居者が最後に退去して完全に空き家となったのはごく最近だと思うのですが、果たしてもう使えないものでしょうか。確かに5階建ての1・2階部分の窓に板を張ったりしており、住居として復帰させるのは手間も費用もかかると思います。また、復帰費用の負担区分なども問題になるとは推測するものです。使えない理由としてどんなものがあるのか、この際お聞きする次第です。

2点目として、話は前後しますが、雇用促進住宅士別宿舍の沿革と運営法人の変遷、はたまた单身世帯が入居可能になった経緯などについて、この機会に承りたく思います。ここ10数年、日本の労働行政が猫の目のようにころころかわり、特殊法人が再編整理される中で、やがてこの住宅の目的そのものも見失われてきたのが現実ではないかと考えますので、改めて聞く次第です。

さて私は雇用促進住宅の立地のよさについて指摘しておきます。ここはバス停がすぐそばにあり、市内循環バスが夏は2系統、冬期間は3系統、手軽に利用でき、市立病院、JR土別駅、そしてこの市役所庁舎に簡便に通える立地であり、更に買い物にも全く不自由しないのは御承知のとおりです。つまり、自家用車がなくても暮らしていける立地であり、財産の多くを失った被災者、御高齢の避難者にもすぐ生活できる立地じゃないかと思います。したがって、仮にもう住宅として使えないとしても、再開発せずいわば廃墟のまま何年も放置しておく、まちの活気という点でも障害となるのです。実際に西條などの関係者や買い物客、レストラン利用者にとっても正直言って不気味であり、住宅が使えないということなら、市として運営法人に対し早期解体を要求すべきと思われるが、この点いかがでしょう。

最後のテーマとして、自然エネルギーの利活用についてお伺いします。先ほどの小池浩美議員の質問と重複部分がありましたので、一部割愛しました。

さて、このたびスペインはバルセロナにおいて、カタルーニャ国際賞を受賞した著名な作家である村上春樹さんが受賞スピーチを行いました。村上氏はスピーチの前段で、原子力に依存してきた文明への反省を述べた後、このように述べました。村上氏のいわく、夢を見ることを恐れてはならない。法律や便宜という名前を持つ災いの犬たちに追いつかせてはならない。

我々は力強い足取りで前に進んでいく非現実的な夢想家でなくてはならない。私はこの村上氏の言葉を胸に自然エネルギーの夢を2つ語ろうと思います。それが今や政治に求められている役割であるとも思うからです。

第1の夢は、ソフトバンクグループを率いる孫正義氏が設立した自然エネルギー財団が全国の耕作放棄地に太陽光パネル設置による電気を蓄える田んぼ、いわゆる電田構想を発表している件です。昨年経済建設常任委員会で視察した佐賀県武雄市などは、いち早く呼応して電田構想に名乗りを上げていますが、本市としての関心のあるなしをお聞きします。また、この構想に仮に乗るとした場合、乗り越えるべきどんな障害があるのでしょうか。

第2の夢は、天然素材の可能性についてであります。20世紀前半、明治の末期から昭和の初めまで土別の有力な産業として製麻業があり、帝国製麻、日本製麻、これは日本麻糸というんでしょうか、麻、糸と書いて日本麻糸の3社3工場が存在したと、土別市史には記されています。麻とか亜麻といった天然素材は太古の昔から神社の大縄とか繊維として、更には樹脂として使われておりましたが、第2次大戦の敗戦からこの60年間は石油からつくったプラスチックに駆逐され、またアメリカ軍の将兵などから大麻草吸引などが持ち込まれたために、1948年制定の大麻取締法で厳しく栽培禁止されました。しかし考えてみれば、1000年以上私たちは麻類を生活に利用してきて、この60年間の禁止がむしろ例外状態なのではないでしょうか。今、麻とはまた区別されるケナフについては、ケナフの会などが旺盛に研究に取り組んでおられますが、もともとは亜麻や麻が栽培、収穫されていたのであります。これを再び産業用に活用するのは、まさに村上春樹氏の言う夢想かもしれないが、未来を見据えていち早く調査研究に踏み出してもいいのではないかと考えます。私は天然素材の供給源としての土別の将来にかけていこうと思いますが、市の立場と考え方をここで伺いして、一般質問を終わります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から定住自立圏における防災のあり方について答弁申し上げ、自然エネルギーの利活用については総務部長から、大震災被災者への住宅提供については経済部長から、学校教育での「原子力」「原発」の扱いについては教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

国忠議員におかれましては、3月11日に発生いたしました東日本大震災の直後の3月末に、岩手県宮古市に実際にみずから被災地に足を踏み入れ、被災地の状況やあるいは被災された皆様方との対話など、現地の状況を肌で感じ、貴重な体験を積まれてのローカルメディアの活用あるいは災害時における連絡通報体制の広域化の御質問であると存じます。

定住自立圏構想について、その概要は中心地と周辺市町村が対等の立場で、それぞれの環境、歴史、文化などをもとに相互に役割分担し、定住の受け皿を形成しようとするもので、これまでの広域市町村圏という枠組みからは一歩進んだ形を目指すものであり、定住自立圏で取り扱う項目については構成市町村の協議によって協定が結ばれることとなるものであります。

そこで、災害時における地方メディアの活用についてであります。

災害などが発生した場合、刻一刻と変わる災害状況等を的確に情報収集し、市民に対し適切な情報伝達を行うことが、市民の生命や財産を守るためには不可欠であり、そのためにはメディアによる情報伝達は最も有効な手段の一つであります。今回の東日本大震災で被災した宮城県石巻市では、津波で輪転機が浸水し新聞が発行できなくなったため、手書きの石巻日日新聞が発行されたところであり、岩手県釜石市では社屋損壊などによって岩手東海新聞が休刊に追い込まれた中、元記者の方々が復興釜石新聞を創刊した例もあります。どちらも生活関連情報を中心にタイムリーで的確な情報を被災者に提供したことで、避難所等で不安な生活を送る住民にとっては貴重な情報源となったところであります。

上川北部圏域には道北日報、北都新聞、名寄新聞の3紙が地方紙として発行されており、また北海道新聞においてもこの地域の情報を伝える土別名寄版があり、それぞれ地域に根差したメディアとしての報道を行っております。国忠議員お話しのとおり、各社ともに地域の実情を十分に把握しており、特に災害発生時においては被災者や地域のニーズにこたえた適切な情報の提供が大きく期待できることから、今後地域防災計画を検証するに当たり、各社と協議してまいりたいと考えております。

一方、ラジオ放送、とりわけコミュニティFMについてであります。御承知のとおりこの圏域でのコミュニティ放送としてはFMなよろが放送するエアてっしがあります。コミュニティFMは地域密着、市民参加、防災及び災害時の放送が主たる特徴とされており、エアてっしについては平成18年から名寄市内を中心に名寄市や近隣地域の各種イベント等の情報を提供しているところであります。コミュニティFMの基準としては、出力が20ワット以下に制限され、聴取可能エリアも半径15キロメートルから20キロメートルとされていることから、現在は上川北部圏域全体をカバーできる現状にはありません。ラジオ放送は停電でテレビが視聴できない場合でも災害情報などを伝達することができ、住民にとってはさまざまな情報をいち早く入手する手段として有効なものであります。今後定住自立圏形成協定に関連して放送エリアを拡大するためには、この事業が定住自立圏の協定になじむのかどうか、更には放送設備の更新費用などの課題もありますが、安全・安心な市民生活の実現に向けての研究課題とさせていただきます。

次に、各市町村における災害時の情報伝達方法についてであります。

各市町村での伝達方法には、剣淵町のように全戸に有線放送が設備されている場合や、下川町、美深町のほか3町村のように、町内全域に光ファイバー網が整備されている場合もありますが、本市においては防災行政無線により緊急時の情報伝達を行っているなど、行政面積や世帯数などの相違から、それぞれの市町村において伝達方法が異なっている現状であります。同じ圏域に住む住民にとって市町村ごとに情報伝達の方法が異なることは決して望ましいことではないわけではありますが、既に多額の費用をかけて整備を進めてきた経緯もあり、これを統一していくことは極めて難しいものと考えております。

しかしながら、災害時における圏域の一元的な地域情報を伝達することは重要なことであり
ますので、今後広域的な対応のあり方を中心に、定住自立圏構成市町村と協議を進めてまいり
ます。

以上申し上げまして私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、自然エネルギーの利活用についてお答えいたします。

東日本大震災による福島第一原発の事故で住民に深刻な影響を及ぼしていること、あるいは
我が国のエネルギー政策のあり方が議論されていることについては、さきの小池議員の御質問
に市長からお答えしたところであります。

そこで、去る5月23日に開かれた参議院行政監視委員会において、孫正義ソフトバンク社長
から原子力発電への依存率を低下させる一つの手法として、全国の休耕田や耕作放棄地を活用
した大規模太陽光発電所の建設などを盛り込んだ電田プロジェクトが提案されたところであり
ます。この構想は全国の54万ヘクタールに及ぶ休耕田や耕作放棄地の2割に太陽光発電パネル
を設置することで、ピーク時には原発50基分の発電力を賄おうとするもので、この7月には自
然エネルギー協議会を発足させるものであります。現在北海道を含む19の道県が参加の意向を
示しているところであり、過日の報道によりますと、北海道においては苫小牧東部地域と帯広
市がその候補地となっているとのことであります。

そこで、本市としての参加の意向についてであります。最初に本市が太陽光や風力の発電に
向いているのかという点についてお答えいたします。士別市地域新エネルギービジョンにおけ
る自然エネルギーの賦存量の総合評価として、太陽光については過去30年間の日射データをも
とに全国各地の年間日射量を比較しますと、十勝地方の日射が多く日本海沿岸の宗谷北部や留
萌地方が少ない傾向にあり、士別市は全道各地の日射量と比較しますとやや低い数値となっ
ているところであります。また風力につきましては、発電システムの評価基準の一つとして、平
均風速と設備稼働率の関係があり、一定条件下の稼働率が20%以上であることが設置の目安と
されていることから、士別市周辺の地域では基準に達していないところであります。このこと
から、太陽光につきましては全道的に見て本市の日射量は若干少ないものの、太陽光発電の導
入は可能との評価がなされており、風力発電については一定の条件がクリアされていない評価
となっております。

これらのこととあわせ、農地以外の目的使用を禁じている農地法の問題、あるいは冬季にお
ける積雪の課題などから、このたびの電田プロジェクトの候補地としての士別市の優位性は低
いものと判断しております。また、本市には現在約22ヘクタールの耕作放棄地がありますが、
農業を基幹産業としている本市においては、まずは農地は農業生産のために活用することを基
本にさらなる農業の振興を図っていくことが極めて重要なことであると考えております。こう
したことから、この電田プロジェクトについては自然エネルギーの利活用の観点から興味深い
構想ではあります。現段階において本市として参加することは難しいと考えております。

次に、麻や亜麻を産業用として活用する調査研究と将来の天然素材の供給地としての考え方についてであります。

お話にもありましたように、土別市史によりますと、麻や亜麻は明治末期から大正にかけて栽培され、市内では3つの製線工場が操業していたところであります。その背景には第1次世界大戦など軍事的需要が大きい状況にあった中で、開拓間もない北海道の広大な土地で栽培した麻や亜麻を軍用品として製造し、本市の経済界にも大きな効果をもたらしたものであったと記述されております。現在科学技術の発展によりさまざまな繊維の開発が進む一方、当時のような時代背景ではないことや、優良な農地としての整備が進められたこと、更に多くの土地は有効に活用されておりますことから、これらを麻や亜麻の生産に転換することは難しいものと考えております。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 東日本大震災被害者への住宅提供における雇用促進住宅の活用についてお答えいたします。

まず、雇用促進住宅土別宿舎の沿革と住宅を管理する運営法人の変遷についてであります。現在の独立行政法人雇用能力開発機構の前身であります特殊法人雇用促進事業団は、労働者の技能習得や技術向上のほか雇用、福祉の増進、就職援助、そして経済発展を目的に昭和36年に設立され、公共職業安定所の紹介による就職者への宿舎の設置運営を行うという法律の規定に基づき全国各地で雇用促進住宅の建設が始まりました。

本市においては企業誘致を積極的に進めるに当たり、住宅不足が深刻化していたため、昭和53年から雇用促進住宅の建設を強く働きかけ、昭和57年7月、現在地に鉄筋コンクリートづくり5階建て、2棟80戸の土別宿舎が竣工いたしました。一方、雇用促進住宅の運営法人また運営方針については、これまで幾度かの変更があり、平成11年には特殊法人等の整理合理化等により、特殊法人雇用能力開発機構に、また平成16年には現在の独立行政法人雇用能力開発機構へと変わってきた経緯があります。また自治体による公営住宅の設置が進み、国みずからが雇用政策の一環として住宅を設置する必要性が低下しているとの現状から、平成11年の事業団から機構への移行を機に、新たな雇用促進住宅の建設は行わないとされ、既存住宅の管理運営並びにその住宅についても設置している自治体に譲渡していくとの方針が打ち出されました。

次に、単身入居についてであります。平成15年11月の厚生労働省通知に基づき、入居率が低い住宅の利用促進に向け入居者資格を変更したため、それ以降単身での入居が可能となっております。

次に、土別の雇用促進住宅が被災者用として使用できない理由でございます。雇用促進住宅は昭和57年に建設されて以来、主に転入してきた就業者を中心に利用されてきましたが、その後年々入居者も減少し、昨年9月にすべての入居者が退去いたしております。こうした中で、本年3月22日に厚生労働省職業安定局が、このたびの大震災における被災者の一時入居先とし

て提供する道内の雇用促進住宅について道から通知があったところでありますが、本市所在の雇用促進住宅土別宿舎は全戸がすべて空き室となっているため、被災者用一時入居先としては対象外となっているところであります。仮に修理費用等を全額自治体で負担した場合、利用することは可能となっておりますが、市といたしましては、既に市営住宅を被災者用住宅として確保しておりますことから、修理費用を負担して活用することは考えておりません。

また、特殊法人雇用能力開発機構からの住宅譲渡に関しては、平成12年以降数度の申し出に対し、市としては受け入れる意思はない旨を回答しており、更に平成17年の申し出に対しては公営住宅として活用するためには、土地建物の購入費とあわせてエレベーターの新設やバリアフリー化、屋内修繕などの改修費用に加え、維持管理経費の負担が生じるため譲り受けることは難しい旨を回答し、引き続き機構による維持管理を強く要請してきたところでございます。

その後、雇用能力開発機構の管理運営委託機関であります雇用振興協会が平成20年1月に来市された際、平成33年度末までに雇用促進住宅の譲渡あるいは廃止していくとの説明を受けたところであります。

議員のお話にもありましたとおり、当該地は利便性の高い地域でありますことから、現状のまま放置されておりますと有効な土地利用を阻害することになりますし、無人の建物の状態では防犯上、近隣への影響も懸念されますので、所有者であります雇用能力開発機構に対しこれらの問題を解決するため、まずは建物及び敷地内の適切な管理を行っていただくこと、更には解体に向けた工程年次等の方針を打ち出すよう働きかけてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 学校教育における原子力、原子力発電所の扱いについての御質問につきましては、私から御答弁申し上げます。

まず、原子力発電所は安全とする宣伝物、広報資料は各学校に送られてくるのかというお尋ねでございますが、文部科学省からは教師用のエネルギー副読本として各学校に一部、電気事業連合会などからは各学校にパンフレット・冊子類など5部程度の送付がありますが、授業においてこれら資料を直接的な活用の働きかけはありませんし、学校の授業等での活用もございません。

次に、文部科学省の原子力教育支援事業交付金を本市として活用したことがあるかとお尋ねでございますが、その実績はなく、これら交付金を活用した事業での原子力関連のポスターコンクールや原子力発電所関連施設の見学についても、市内小中学校においてはこれまで実施いたしておりません。

次に、新学習指導要領の見直しについてでございます。今回の福島原子力発電所の事故を受け、文部科学省は原子力関連の記述について見直しの方向で検討されているとの報道がされており、私としてもその動向を注視しているところでございます。

そこで、小中学校における原子力教育の状況であります。新しいエネルギーとしての原子

力発電に言及し、一たん事故が起きると重大な被害をもたらすことや、核廃棄物の処分などに慎重な対応が必要であると教科書では記述されております。特に社会科ではチェルノブイリ原子力発電所の事故の写真も掲載し、安全性への疑問を投げかけている教科書もあり、原子力発電の安全性を殊さらに強調した教育がなされているものとは考えておりません。

また、平成24年度から使用する予定の文部科学省の検定済みの中学校教科書においても、原子力発電の安全性に配慮するべきとの記述がなされております。また、議員お話しのとおり、放射線の害や性質、体に与える影響などもしっかりと子供たちに教えていく必要があるものと考えておりますし、何よりもこのたびの事故を教訓として、原子力に関する客観的で正確な理解に基づき、エネルギー問題や地球環境問題に適切に対処していくことができるよう、しっかりとした基礎知識を身につけられるような学校教科書の記述、学習指導要領の見直しが必要ではないかと考えている次第であります。

さて、環境は子孫からの贈り物ということがあります。エネルギー問題、環境問題に直接影響を受けるのはこれから未来を生きていく子供たちであります。みずから子供たちが方向性を判断できる基礎知識をしっかりと総合的に身につけなければならないというふうに考えております。しかし、現状では電気の部分についても断片的な知識しか子供たちには伝わっていない状況にあるというふうに考えております。電気それ自体消費される場所だけを見ると、クリーンなエネルギーで、黒煙を吐くディーゼルの自動車は環境に悪い。しかし電気はクリーンだというふうな印象をともしれば持ちがちですが、発電の段階においては原子力が大半を占め、その残り水力はわずかで、石油や天然ガスを使ったCO₂を大量に発生する発電が主流であります。しかし、発電部分だけではなくて日常的な、家庭でも節電というのはこれから重要な行動になってくるというふうに思うんですが、ただ単に家庭で家電製品の電源を細かく切ることにとどまらず、流通の段階でも屋外に設置されている自動販売機がどれほどの電力を消費しているのか、我々は生活の見直しを図っていく必要があるでしょうし、アルミニウムの缶飲料はリサイクルの優等生のようにいわれておりますが、アルミニウムの缶飲料をつくるためには電気の缶詰といわれるぐらいの膨大な電力が消費されてアルミニウム缶がつけられているということも、しっかりとこれから生徒たちには伝えていかなければならないというふうに考えております。

自然エネルギーの問題にしても、例えば風力、太陽光にしても、それぞれ施設が必要でございます。形のあるものはいつかは必ず廃棄物になります。建設のコストと同時に廃棄物になったときのコスト、そしてそれらをCO₂に換算したらどのようになるのかということもしっかりと勘案をしながら、今後のエネルギー関係の施策を進めていく必要があるというふうに思っております。

科学技術に対するおごりを反省して、燃やした火は消すことができなければいけません。ですから、消せない火を使っちゃいけないんです。動かしたものはとめることができなければいけません。ですから、とめられないものを動かしてはいけないんです。こういう原理原則をし

っかりと踏まえて、子供たちには理科、社会、技術家庭科、それらの部分を総合的に生活に密着した視点で、新聞記事等も積極的に活用しながら総合的に学習していくことが極めて重要であると考えているところでございます。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 18番 斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 2011年第2回定例会に当たり一般質問を行いたいと思います。

さきに質問通告をしておりますけれども、2番目の防災対策の強化で安全、安心なまちづくりを、これは昨日菅原議員の質問、そして答弁がありました。また4番目の6丁目プラザについても谷口議員から質問があり答弁があったところであり、これら2つについては質問を取り下げたいと思います。

第1番目は、親切で市民サービスの行き届く市政をつくる、これが質問の第1でございます。

公務員の中でも市役所に働く職員は、市民の皆さん方の一番身近なところにいる。だから、市の職員は給料が高い、あるいはあれは仕事をしていない、あいさつが足りない、随分生意気だとかさまざまな批判が寄せられて、一生懸命やっている職員もいるけれども、そういう一部の職員に対してある批判が市役所に対する信頼を損ねていく、そういう原因にもなると思うのでもございます。市の職員は働く労働者であると同時に、市民に奉仕するという2つの労働者としての任務を持つ、単なる労働者、一個人ではございません。市役所はよく市民に対する最大のサービス産業だと、産業に例えるとこういわれるゆえんは、生まれてくる赤ちゃん、揺りかごから亡くなっていく人たち、墓場までといわれるように、市民生活全般にかかわって市の職員が携わっていくことになるのでございます。だからこそ市の職員が元気がある、そして市民の身近な声によく耳を傾けて、市民のために奉仕する、そういう姿勢が求められていく、これがいつも私は市長や職員に対しても言っていることでもございますけれども、最近どうも若い職員の中でもあいさつがないとか、あるいは尋ねて行ってもどうもぎこちない対応だとか、そういう声が聞かれる。特にこの4月には牧野市長始まって以来の大規模な人事異動を行われて、総務部の管理職でいえば、総務部長1人残ったけれども、ほとんどの課長職がかわったということもあって、尋ねてきた市民も、あら、いつこんな人にかわったのかと、受ける管理職の方もあなたはどちらさんですかと、今までいわばなれた人たちとは違った、そういう人事異動のせいもあるかと思うんです。

しかし、以前はスタッフ制の導入でありますとか職員の研修や接遇、こういうところに専門の職員を配置して随分とこれらに力を入れて、市民に信頼される市民サービスの行き届いた市政づくりのために頑張ってきた経緯がございますけれども、今はどんな研修やあるいは接遇が行われているのかということでもございます。それぞれの課や係での仕事に対するミーティング、これはどういうふうに行われているのか、市民サービスの行き届く働きやすい職場づくりは、全職員の知恵と工夫の発揮で、それが市民の皆さん方のサービスにつながっていく、そういうことを今一番研修を深めていく時期ではないか、こう思うんだけど、いかがでしょう。

あるいはまた、市立病院についても一部の医師だけれども、患者の立場に立った親切的な医療をしてくれない。血をとるわけでもなし大したことはないではないか、こういう患者に対する対応。医は仁術であります。やはり患者に対する、困って行くわけだから患者の立場に立った親切的な医療を営む。だから病院は必要だけれども、そういう不親切的な医者は要らないのではないか、こういう苦情が名指しで私どもにも何人かからも寄せられるのでございます。市立病院も新しい院長のもとで病院経営戦略会議、これが組織をされて、ここには副市長なんかも参加する、本庁からも管理職が参加するということになっておりますけれども、信頼され患者の立場に立った医療こそ、市立病院の経営戦略会議の中心になって、それが信頼される病院であり患者の数の増える、そういう病院づくりを一層努力を求めたいと思いますけれども、職員のこれらの待遇、そして研修、病院でもこれらのことを本当に真剣にやっていたらっしゃるのかどうか、このことを答弁を求めておきたいと思えます。

次に、日向温泉について質問したいと思います。

さきの議会で市長は、この6月議会には日向温泉の方向についてはっきりさせたいと、こう明言もされております。そしてこの間、その明言したとおり検討結果が随分と審議をされてきたと思うので、きょうは多寄町の町民会議、サポートの皆さん方も傍聴に来ていると思いますので、これらについて、ひとつ詳しく説明もしていただいて、日向温泉の方向を確固としたものにしていただくように強く求めたいと思うのであります。

1つには、議会の代表者会議なんかでも非常に問題になるのは、建物はつくってもその経営が本当にどうなっていくんだろう。今は古いから、もう23年度も赤字が出るのは当然だ、こういうことでは、あるいは赤字が出たら市から補てんされるんだから、そういうことでは新しい発想や知恵や工夫も生まれてこない。やはり指定管理者が受けた以上はそのことに責任を持って、赤字が出たら出たなりにそれは措置する。あるいは黒字が出れば指定管理者が当然受け取るわけでありますから、そういうこともきちっとさせる必要があるのではないか。23年度も余り入り込み客が多くはない。だから当初から赤字を見込んで指定管理料を500万新たに出しているのでございます。今23年度、まだ経営してから間もないけれども、経営努力をどうされているのか、そしてこの23年度の経営の方向、工夫はどういうふうになされ、23年度はこれ以上の赤字は出さない決意で臨まれていらっしゃるのか、この点をお聞きしておきたいと思うのでございます。

更に、多寄町の皆さんが設置した日向温泉サポート、100%近い署名が寄せられて、日向温泉の改築についての施設整備の要望が出されてまいりました。そこでこれらの代表者の方々と要請を受け取ったときに、あるいはその後、サポート会議の皆さんたちとどんな話し合いがなされて、その結果はどういうふうになったのか、この点もお聞きをしておきたいと思うのです。

3つには、現時点で検討された、そして想定している施設について、市として十分協議をされたのか。宿泊施設はどうするのか、あるいは宴会場はどうするのか、そういう問題も含めてどう協議されたのか。そしてそれは当然にして経営収支についても検討されたわけでありませ

から、その検討の結果、一生懸命にやれば赤字にならないで経営収支がバランスがとれたものになっていくのかどうか、どう検討されたのかもこの際お聞きをしておきたいと思います。

4つには、多寄のサポート町民会議の皆さんは、日向温泉に対してどんな支援を考えておられるのか、この点のお話し合いはどうされていたのでしょうか。昨年12月にサポート会議が設立されたけれども、具体的にどんなサポートがなされたのか。代表者会議でもさきに申し上げましたけれども、一番に問題になるのは建てた後の運営管理、経営管理はだれが行って、そしてだれが責任を持っていくのか、こういうことがこもこも代表者の皆さんからも語られるのでございます。例えばサポート会議の町民の皆さんが、おらが施設だと、おらが多寄の施設、だからこれはサポート会議で例えば出資をされて会社をつくっていただいて経営をしていただく。あるいはまた、日向振興公社が今農協の一つの形態として振興公社が行っておりますけれども、この振興公社の株も広く募って、責任を持った経営をしていただくなど、こういうこともぜひやっぱり考える必要があるのではないかと、こう思うんですけどもいかがでしょうか。

更に5つには、改築に当たっての財源についてはどうか。よく市から言われるのは、温泉施設、新たなやつは余り認められないと。ただ宿泊施設を伴うものについては過疎債なんかの対象に非常に制限されるし、道からもこれらがきちっとしなければだめだということと言われるんだということを盛んにおっしゃられるんですけども、過疎債あるいは合併特例債、これらはどう活用できるのか。一般財源で3億あるいは3億5,000万の改築を行うというのは、今の土別市の状態からいっても、これはなかなか相談できる話ではないと私も考えるんですけども、合併特例債にしても朝日と土別、この両市町が合併したわけだから、朝日のためにも非常に活用できるんだというのが合併特例債の使い道だと思うけれども、これはそういう点では、1つは難しいのではないかと。したがって、適用になるとすれば過疎債だと思うんですけども、過疎債の見通し、これらについて上川振興局とどんな話し合いをなされるのか、過疎債の見通しについてこの際承っておきたいのと、もし過疎債の適用がなされる手順、これは大体いつごろ申請していつごろ、許可がおりるとすればいつごろになるのか、そして改築をすれば工事の日程、そしてオープンの手配、こういうようなこともこの6月に結論を出したいという方向では検討されたと思いますので、これらの見通しについてもこの際承っておきたいと思うのでございます。

一番初めにも申し上げましたけれども、指定管理料の問題なんです。もうけたときには利益は指定管理者がいただく、赤字が出たら欠損金が出たら、それは市で新たに負担してほしい、これでは親方日の丸であり、だれでもこんなことだったらできるのではないかと。指定管理者として受けた以上は、さまざまな集客する創意工夫を発揮する。赤字の出ない、そしてもうけを上げる、そういう立場で責任を持って奮闘していただく、そういう指定管理者でなければ私はないと思うんです。農協が今指定管理者でございますけれども、農協も指定管理者を受けると言ってくれていると、こう言うんですけども、私は先ほども言ったように地元の皆さんが会社をつくって例えば温泉経営に当たって、おれらが町の多寄の温泉であり、多寄のサポータ

一が責任を持ってくれる、そんな体制ができればいいなと思うけれども、そういういろいろな角度からやっぱり検討もし、地元との話し合い、ＪＡとの話し合いも煮詰めていくべきではないか、こう思うんだけど、１つはＪＡの総代会、これはＪＡ北ひびきの最高決議機関でありますこの総代会で、日向温泉の指定管理の委託、これはどういうふうに報告がされているんでしょう。

指定管理は受けるけれども、赤字が出れば市で補てんしてくれる、こういう報告が最高決議機関である総代会で、その程度の話になっておられるのか。私はＪＡとの話では先ほど申し上げましたように、精いっぱい努力をする、同時に赤字が出たのならその分はＪＡとしても引き受けた以上は責任を負う、こういう原則をきちっととるべきではないか。そして一般の民間の人たちであれば、固定資産税もあるいは減価償却もこういうものはしていかなければならないんです。ところが市が建てる建物でありますから、固定資産税もかかるわけではない、減価償却もしなくてもいい、こういうところもやはりきちっと押さえてかかっていくべきではないのか、こう思うんだけど、この点はっきりした答弁を求めておきたいと存じます。

質問の最後は、博物館、屯田兵屋の周辺整備についてであります。

ふどう公園の全体整備とカタクリなど山野草の自生地の適切な保存に向けての取り組みについてでございますけれども、この屯田兵屋や博物館の周辺にはカタクリの自生があって、ササ刈りを少しずつしてカタクリをもっと増やしたらいいんじゃないか。あるいはあの施設一帯のところにはさまざまなエゾノリュウキンカ、いわゆるヤチブキでありますとかさまざまな山野草がありますし、さまざまな木も自生しているところでもございます。これらの一層の整備を図ること。そして同時に、朝日、土別、多寄やあるいは上土別、こういうところで土別のさまざまな自生している野草、そういう植物の植生地をきちっとつかむ。そして市民がもっともっと土別のよさや土別の自然に親しんでいける、そういうマップをつくる必要があるのではないかと。

市では、1990年3月に発行の「土別の草花」、1992年3月発行の「博物館周辺の自然観察」などがございますけれども、なかなかよくできているなど。けれども、これはもう部数もありませんし、もう20年以上はたっているわけありますから、朝日を含めた先ほど申し上げました多寄や上土別や温根別、そういうところの貴重な資料をつくって市民の皆さんが土別の自然に親しんでいただく、そういうものをこの際、20年前から日がたって随分形やあるいはいろんな木や山野草なども伸び放題になっている面もございますし、植生調査を計画的に実施して、市民の自然観察やレクリエーション活動に資することなど、植生マップを整備して市民に提供し、親しめるように生かしていくべきではないか、この際、これらについての考え方も承って、一般質問を終わるものであります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、私から日向温泉について答弁申し上げ、親切で市民サービスの行き届く市政につい

ては副市長から、博物館、屯田兵屋の周辺整備については教育委員会からそれぞれ答弁を申し上げます。

日向温泉の改築に関しまして、ただいま幅広い分野にわたって御提言、御質問を賜りました。若干前後するかもしれませんが、その点についてはお許しをいただきたいと存じます。

日向温泉の改築に関しましては、市議会の場においてさまざまな視点から御意見や御提言を今日までいただいてまいりました。これまではまなす財団に専門家の立場としてのアドバイスもいただきながら、庁内関係部署と指定管理者、JA北ひびきも含めた検討を重ね、入り込み客や収支等を試算した結果を昨年11月30日の市議会全員協議会において報告したところであり、更に多寄地区で行われた市長とのふれあいトークにおいても、その概要を御説明申し上げ、地域の方々と意見交換を行ってまいりました。その後も日向温泉サポート町民会議や日向温泉利用者の方々から存続に向けた要望が出される中で、市議会においてもサポート町民会議との懇談が行われてきた経過がございます。また、本年第1回定例会における神田議員からの一般質問に対し、私は新年度の一定の時期に結論を出す旨をお答えしたところであります。

そこで、斉藤議員から御質問のございました平成23年度の経営収支の状況について一体どうなっているのかという御質問をいただきました。JA北ひびきにおける平成23年度の事業年度に基づき、2月から4月までの第1四半期の収支状況で申し上げますと、利用実績を昨年同時期と比較し、宿泊客が650人に対し653人、入館者数が8,049人に対して7,354人、宴会客が2,056人に対し1,889人と、入館者数、宴会客とも約1割減少しております。経営収支としては昨年同期では63万円の赤字に対し、本年度は32万円の黒字と報告されておりますけれども、支払い時期の関係もあり、実質的には昨年と同額程度の赤字額となっております。更にこの収支には本年度指定管理料500万円の9割、450万円が含まれておりますので、今後の3四半期において大幅な経営改善がなければ黒字決算が見込まれない状況となっております。

このため、現有の利益積立金170万円を充当しても不足する場合は、指定管理料の追加の支給も想定しなければなりませんので、現在地域の方々に対し植生の衰退により維持管理の取りやめをお伝えしている日向芝桜公園の業務費をこれに充てるなど、一般財源の新たな支出とならぬようにしてまいる考えであります。

一方、今年度の新たな企画として、4月からは日帰り客への惣菜販売や全道規模で実施されております温泉スタンプラリーへの参加、5月には東北の銘酒とお花見の会、6月には山菜の味覚として初夏の串揚げ定食を期間限定で販売するなど、さまざまな取り組みを展開しての経営に努めているところでありますので、今後も一層の経営努力を求めるとともに、まずは何よりも指定管理料が更に必要とならないよう、指定管理者と一体となって運営に当たってまいりたいと考えております。

次に、日向温泉サポート町民会議からの要請と施設整備の方向性についての御質問であります。

5月11日には日向温泉サポート町民会議の代表から、土別市林業センター早期改築を求める

要望書が多寄町世帯の97.1%の方々の署名を添えて市に提出されました。その際、私は地域の皆様方から出された存続への強い願いを重く受けとめる旨を申し上げました。そして本市の財政状況は非常に厳しく、今年度においてすべての公共施設のあり方を検証するとともに、地域医療を守ることが最優先の課題であることを基本としながら、まずは第1に、建設する場合、有利な過疎債あるいは合併特例債が認められること、第2に、特にサポート町民会議の皆さんが主体となって今後の温泉運営を支えていくこと、この2つが必須の条件であることを町民会議の皆様へ申し上げたところであり、現在もその考えに変わりはありません。

こうした中、市立病院の経営問題を初め、市政を取り巻く多くの課題も残されてはいるのでありますが、日向温泉に対する多寄の皆様方の思い、森林公園やスキー場との相乗効果など熟慮を重ねた結果、地域の大きな財産である日向温泉の火を消さないために一步踏み出すことに意を決した次第であります。

そこで、現時点で想定している施設の概要であります。現時点での検討案といたしましては、現在のような入浴、宿泊施設ではなく、入浴、休憩、レストランを備えた施設として現施設の鉄骨づくりの温泉入浴施設を大規模改修して活用し、開設当初からの事務所などの木造施設を取り壊し、新たに休憩、レストランなどに改築するという考えで、事業費はおおむね3億5,000万円を想定したところであります。

次に、この方向性の決定に至るまで検討した具体的な内容についてはどうなのかというお話であります。まず現況を分析するため、平成21年度の日向温泉の運営実績を入浴、レストラン、売店、宿泊に区分し部門ごとの収支を再試算いたしましたところ、全体で1,000万円の赤字に対し、入浴、レストラン、売店では約800万円、宿泊では約200万円の赤字が発生することが試算上、明らかとなりました。そこで入浴、レストラン、売店、宿泊の組み合わせを幾つかのパターンで試算を行いました。一般的な宿泊施設を備えた場合には24時間の維持管理体制が必要となり、人件費の増加に加え、施設整備費も大幅に増え、はまなす財団から提案のあったタウンハウス型であっても稼働率が低く、収支も悪化することから、宿泊施設を備えた整備は困難と判断し、入浴、レストラン、売店に加え、地域でも入浴後の宴会や法事や集会後の宴会利用のスペースを備えた施設整備をいたそうとするものであります。

こうした検討案をもとに、平成21年度実績を踏まえ収支を試算したところ、現時点では収支のバランスを保つことは厳しい結果となっております。まずは指定管理者でありますJA北ひびきに対して、事前に示した人員の配置はもとより、光熱水費など諸経費についても徹底した見直しを行っていただき、収支均衡が図られるよう最大限努力してほしい旨を伝えているところであり、JA北ひびきもその方向で鋭意精査を進めているところであります。

次に、サポート町民会議が日向温泉をどのようにサポートをしていこうとしているのかというお尋ねであります。

日向温泉は地域に根差した資源であり、それを地域の方々がみずから活用することにより発展へとつなげることができるものと私は考えており、そうした背景があったからこそ大勢の町

民が早期改築に期待を寄せたものと考えております。しかしながら、昨年12月に多寄地域の各自治会や地域活動団体等で構成するサポート町民会議が設立され、町民会議が主体となり日向温泉の利用促進といった取り組みを行っていただけるものと私は期待を寄せていたのですが、残念ながら売り上げにはほとんど反映されていない状況であります。

先般、ただいま申し上げた検討案をもとに市の考え方についてサポート町民会議に御相談させていただいた際、副市長より健全な経営には何といても、まずは地元がしっかりと支えていくことが不可欠である旨を話したところであります。今後、町民会議の中で入浴券のまとめ買いなどを初め、具体的な支援について協議されているとお聞きをしておりますが、同時にJ A北ひびきも細部にわたる協議を重ねていただき、地域一丸となった利用促進が図られることが、建設に向けての必須の条件と考えております。

次に、過疎債あるいは合併特例債活用の可能性についてはどうなのかという御質問であります。あわせて過疎債のほうが指定を受けやすいのではないかと御提言もございました。本事業の推進に当たりましては、事業費を全額単費で実施することは、地域医療の安定的な確保という大きな課題を抱える現在の本市の財政状況から見ても不可能であることは、さきに申し上げたとおりであり、地方債を活用した財源の確保が不可欠となります。その場合において後年度の財政負担を軽減するために交付税措置のある有利な地方債の活用を図ることになりますが、この選択肢としては、元利償還金の7割が普通交付税で補てんされる過疎債あるいは合併特例債ということになります。

そこで、合併特例債の場合は合併後の市町村の一体性を速やかに確立することや、均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備などが活用の条件となりますが、基本的に1つの地域だけの振興を図る事業は該当しないものであり、合併した市町村のまちづくり全体にどう位置づけられるかといった観点求められるところであります。このため、既存施設の改修であることに加え、この施設を核として合併市町村の交流や連携が円滑に進むといったまちづくりへの位置づけの理由としては極めて弱いことなどから、斉藤議員お話しのとおり、合併特例債にはなじまないものと判断をいたしましたところであります。

一方、過疎債であります。活用に当たっては対象となる事業区分が定められており、市町村が運営する施設については民間施設と競合しない施設整備であることのほか、他の行政機関や財政状況などから、その必要性や事業効果、将来的な財政負担などの説明を求められ、道の同意を得る必要があります。今後においては11月の過疎債の2次申請時に2カ年事業として起債計画書を提出し、明年1月ころに過疎債適用の可否が示されることとなりますが、さきにも申し上げたとおり、この事業を実施するためには過疎債を活用できることが必須の条件となりますことから、これに向けて最大限の努力を傾注する考えにあり、まずは道との協議を精力的に進めてまいります。

そこで、過疎債が充当された場合の市の負担額について申し上げます。過疎債が充当された場合には、先ほど申し上げたとおり、元利償還金の7割が交付税対象となりますことから、総

事業費 3 億 5,000 万円に対し実負担額は 1 億 5,800 万円と試算しているところであります。また、今後の工事工程を想定いたしますと、起債申請の関係から今年度中に実施設計などに取り組み、施設の本工事は 24 年度春から着手し、24 年 12 月のオープンを目指してまいりたいと存じます。

次に、指定管理者の考え方と指定管理者に対する経営指導についてであります。

日向温泉は昭和 58 年に土別森林組合から市へ移管されると同時に、当時の多寄農協に管理運営を委託しており、地域に密着した業務運営がなされてまいりました。平成 18 年からの指定管理者制度に移行後も J A 北ひびきに継続して運営していただいているところであります。現在 J A 北ひびきと改築した場合の収支計画について協議を進めておりますが、今後においても継続して管理運営をする意向でありますことから、改築後の指定管理につきましては引き続いて J A 北ひびきとしているところであります。また経営指導につきましても、現在は月ごとの収支実績を踏まえ、経営対策会議を定期的で開催しておりますので、継続的に実施し、経営指導に当たりたいと考えております。

次に、管理経営に必要な経費を指定管理料として支出しているんだけど、単年度に欠損金が生じた場合の対処についてでございます。

市と J A 北ひびきとの間での指定管理につきましては、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間で指定管理期間とし、指定管理者制度による基本協定、年度協定書に基づき毎年度の指定管理料を定めており、額を変更すべき特別な事情が生じた場合は両者が協議するものとなっております。平成 22 年度と平成 23 年度は運営経費に不足が生じることから、それぞれ 500 万円を指定管理料としているものであります。改築後の経営収支につきましては、現在 J A 北ひびきにおいて収支の均衡が図られるよう精査しているところであり、基本的には指定管理料の支出はないことを前提としております。しかし、仮に収支不足が発生し指定管理料が必要となった場合には、その財源といたしましては、さきに申しあげました日向芝桜公園保守管理業務や林業センター行き特別バス事業の縮小経費からの充当などにより、新たな負担が生じないよう対処してまいりたいと考えております。

また、先ほど斉藤議員より、J A としての運営責任者として J A の総代会での確認だとか、あるいは欠損金が出た場合についてみずから確保するという、そういった意気込みについてはどうなっているのかという御指摘でありますけれども、総代会においてはこの日向温泉の指定管理部分については確認はされてございません。しかし、それにかわる理事会において今日まで幾度か協議をされて、そういった中で先ほど申し上げたとおり、今後改築後についても、J A 北ひびきはその運営に当たるという確認をいただいているところであります。しかし、欠損金の対応についてまでは協議には至っておりません。J A 北ひびきについては欠損金を出さないという、そういう覚悟を持って対応していただくことになっておりますけれども、ただ御指摘のとおり、このようなことについても、私どもも J A 北ひびきと指定管理者に対して協議を進めてまいりたいと考えます。

以上、現段階での方針を申し述べてきたところでございますけれども、まず第 1 の大きな八

ードルは、有利な起債、過疎債の充当により市の負担が少ない中で事業が執行できるかどうかであります。そしてさらなる第2のハードルとして、公共温泉施設の運営が大変厳しい状況の中にあっても、歴史のある温泉を生かし、地域に根差した資源の日向温泉をサポート町民会議が地域力をもってどのように支え、利活用されるかであります。公共温泉を取り巻く状況、更には本市の財政などの現状をしっかりと見きわめ、将来に禍根を残さぬよう慎重に決定してまいりたいと今日まで申し述べてきたところでありますが、今回の方針決定に当たりましては、利用見込み数に見合う施設として費用負担の軽減も図り、地域資源を活用した施設の整備に当たるものとし、想定いたしました事業計画につきましても今後更に効率的な施設配置の検討を進めるなど、日向温泉の改築整備に当たってまいります。

以上申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、職員の接遇及び職員研修にかかわってのお尋ねにお答えします。

初めに、職員の接遇についてであります。市の職員は市民に対し最も身近な行政サービスを提供する立場と職責にあることは申し上げるまでもなく、市民の皆様から信頼と好感を持っていただけるよう、元気なあいさつはもとより親切、丁寧な対応に努めることを基本としなければなりません。特に接遇に関しましては、対人関係の基礎となる分野でありますことから、徹底した指導を心がけてきただけに、今もなお市民の方から先ほど来、斉藤議員からお話のあったような御指摘をいただくことは極めて残念なことであります。

そこで、研修についてであります。社会情勢の変化により市民ニーズも年々多様化、高度化しており、加えて地方分権の加速化などにより、職員の資質向上やあらゆる事案に対応できる能力を養うことが求められており、毎年専門的な分野も含め広範な研修を実施しているところであります。

とりわけ接遇研修については、新規採用職員研修のときに市長から講話の中で、あいさつの大切さをお話しするとともに、本市が事務局を務める上川北部市町村職員合同研修においても外部講師を招く中で、社会人としてのマナーを習得する研修も実施しております。このほか中堅職員を対象とした対人能力、折衝能力の向上を図ることを目的とした研修を数多く組み入れているところでもあります。昨年度これまでの研修に関する成果を把握するため、全職員を対象にアンケート調査を行ったところでありますが、約6割の職員から対人能力やコミュニケーション能力を向上させたい旨の回答があったところであり、接遇に対する職員の関心は高いものと判断しております。

しかしながら、若手職員を中心に元気がないという御指摘をいただいていることは事実でありますし、今後におきまして更に接遇研修の内容充実を図ってまいらなければならないと考えております。

また、斉藤議員のお話にもありましたように、今年は部長職、次長職を初め合併以降最大の

人事異動も行われ、各職場での体制も大きく変わったところであり、各部長を中心に活気ある職場、明るく働きやすい職場を職員全員で作り上げていく絶好の機会になろうかと思えます。このことで市民にとって尋ねてきやすい環境が整い、これが信頼される市役所づくりにつながっていくものと考えます。このためには何といたっても職員一人一人の意識を改革していくことが重要であり、今後におきましては各種研修制度のさらなる充実、自己研さんの励行を中心に職場全体での指導体制、更には職場における会議、ミーティングのあり方も含め、職員の研修に努めてまいりたいと存じます。

また、医は仁術という言葉を用いて市立病院の診療対応に係るお話がございました。信頼され患者の立場に立った医療というお話でございますが、まさにそのとおりであると考えます。5月に設置しました病院経営改革会議におきましては、単に病院経営の収支の改善というのを目指すだけでなく、安全で安心できる医療のあり方を目指すというのを基本に考えております。また、私どもにおきましては、信頼され市民の立場に立った行政と、これを目指していかなければならないと考えておるところでございます。4月に設置しました自治体運営改革会議、そしてただいま申し上げました病院経営戦略会議、この両会議に私も参加しておりますので、ただいま斉藤議員から御提言のありましたことを十分に重きを置きまして、市民に対する最大のサービス産業となる市役所を目指してまいりたいと、このように考えております。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私からは、博物館、屯田兵屋の周辺整備にかかわっての御質問にお答え申し上げます。

博物館や屯田兵屋のあるふどう自然公園は、ミズナラやエゾヤマザクラなどを自生する広葉樹と針葉樹が混合している林となっており、カタクリのほかオオバナノエンレイソウ、エゾエンゴサク、マイズルソウなど山野草が数多く見られ、湿地ではエゾノリュウキンカ、ミズバショウ、ザゼンソウなどの自生が見られ、博物館の周辺では市民の方から寄贈していただいたオダマキ、エゾムラサキなどの草花やトチノキ、ブナなどの樹木もあり、美しい花を咲かせているところがございます。

このふどう自然公園内では、毎年春に博物館の主催で自然観察会を開催し、野草や野鳥など道北地方の自然を紹介しているところがございますが、観察コースの現状は繁殖力が強いクマイザサなどのササやぶが多く、年々その勢力を拡大し、遊歩道に覆いかぶさっているところも一部にある状況となっております。

このようなことから、本年度は公園内にある太陽の橋、雪ん子橋の改修を機に、この橋につながる遊歩道のささ刈りを行い、山野草を観察しやすい環境に整備するとともに、その他の遊歩道につきましても順次整備を進める計画といたしてございます。その際、自然に自生するカタクリなどの山野草は発芽して花を咲かすまでに5年から6年程度要するものが多く、ささ刈りなどにより急激に生息環境を変化させてしまいますと、逆に途絶えてしまうということにも

なりかねませんことから、毎年少しずつさを刈り込むことにより、徐々に自生地を広げていくよう配慮して取り進めてまいりたいと考えております。

また、市内にはふどう自然公園以外にも多くの山野草の群生地があり、博物館では平成2年に緑豊かなふるさとの自然をより深く理解し、守り育てていくためのガイドブックとして、斉藤議員からのお話もございましたように、「土別の草花」を、平成4年には「博物館周辺の自然観察」を発売しておりますが、発売から20年が経過して自然環境も変化していることから、植物の分布調査や生態調査を実施する時期にあると考えていたところでもございます。

そこで、議員のお話にもありましたように、朝日町との合併以降、動植物の分布や生態調査を天塩岳を含む道立自然公園や岩尾内ダム周辺などにも範囲を拡大して取り組んでいるところでもあり、今後におきましてはこれらの調査結果を踏まえ、新たな郷土学習シリーズとして身近な自然の大切さを周知する解説書やレクリエーション、自然観察の折に役立つ地図を作成してまいりたいと考えております。

また、郷土研究会や博物館ボランティアの方々の御協力をいただきながら、ふどう自然公園内の散策路の案内図に季節ごとの開花情報などを付設し、博物館入口に開花情報地図を設置するとともに、公園内の野草や樹木に名札をつけるなどの学習環境の整備とあわせて、心ない盗掘防止のためのモラルや自然環境を保全していく上での知識やマナーの啓発啓蒙に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上申し上げました答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 何点か再質問をいたしたいと思っております。

1つには、日向温泉の関係で赤字は例えば23年度新たに出た場合には、バスの縮小、これはいつから縮小をするのか。そうしますと今土別軌道に委託している700万、日向温泉の往復バス、これがいわばなくなるのか廃止されるのか、その廃止される時期というのはいつなのか。そうしますと土別から日向温泉を往復する利用客、こういう人も有料にしますと、相当やっばり数が減るのではないかと。日向温泉の入浴料にあわせて今度はバス代、駅前からあそこのところまで土別軌道のバスに乗っていくと片道幾らになるのか、こういう負担が高齢者の方々や利用するの方々にかかってくるわけだから、その点はどういうふうに考えてバスの縮小を言っておられるのか。

あるいはもう一つは、日向の芝桜公園の業務費を充てる。こうなりますと、もう日向温泉のシバザクラは相当年数もたって植えかえもしなきゃならないから、あそこはそうしたらどういうふうにするんですか。結局は手入れをしないで放置したままにしておくのか、赤字が出たらこういうものを充てるというのは、本来別の角度から考えるものではないのか。これでは片方やめて片方にやればいんだというような、そんな単純な発想でやはりシバザクラだってあれだけいいものなんだから、もっと充実させて一つのやっばりシバザクラを見に行き日向温泉、そこを利用する、そういうものとしてもっとやっばり充実させていく方向こそ求められるので

はないか、こう思うんだけど、この2点について随分考え方が違うなど。前向きではなくて後ろ向きだと、こう思うんだけど、この2点に対して答弁を承っておきたいと思いません。

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤 昇議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成23年度におけます赤字が出た場合の対応についてであります。

先ほど私が答弁申し上げましたけれども、1つには、日向温泉シバザクラの管理業務の関係ということで、これは当初予算は確かにつけているわけでありまして、200万円、日向温泉を例えば改築をする、赤字に充てるとかという問題ではなくて、新年度当初から地元の地域の自治連の皆様方等々とも、このシバザクラの今後の管理方法も含めて、あるいは取りやめも含めて市のほうで実は協議をさせていただいている内容であります。ですから、現段階で赤字が出たからそれに充てるといふ、先ほどそういう答弁について言えば、そういう言い方といいますか、聞き取り方になると思いますが、4月段階から一応取りやめにする方向に基づきながら話し合いをさせていただいたと。しかし、すべてそれが合意を得ているわけではありません。私どもの考えとして先ほど申し上げたということが1点であります。

それともう1点、バスの縮小でありますけれども、これは私は平成24年度からという実は考えを持っています。なぜかと申しますと、今留保しています振興組合の剰余金が約170万円ございます。それともう一点は上土別から日向にそれぞれ月2回ほど出ておりました特別便、これについては議会の皆様方にも御相談して23年度から取りやめました。これは一応100万円、その分野で浮いています。それと大体700万円、今かかっているわけでありまして、例えば縮小するにしても、これは平成23年ということは考えていなくて、24年度からということでありまして、現在4便から5便ほど風連も含めて往復されているわけでありまして、ほとんどの方が乗車率を見ますと早朝の早いのに大体7割ぐらいの方が利用されているという問題がございます。ですから、廃止ではなく便数を減らすことによって、その利用者の御理解もいただきながら、何とかこの経費縮減をできないのかと。

それともう一点は、日向温泉で所有しているバスがございます。場合によってはバスも十二分に利用できるわけでありまして、例えば一定の利用客があれば、もしバスでお迎えに上がるだとか、あるいは多寄の町のどこかで経由をするだとか、そういった方法もございますので、そういったことも含めて先ほどちょっと答弁に詳しい説明がなかったものですから、再質問をされたわけだと思っておりますが、そういった形の中で対応を現段階で考えてございます。

ただこういった問題についてももちろん実施するに当たりましては、地元の皆様方、それから議会の御理解も十分にいただきながら対応してまいりたいと存じますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） これにて一般質問を終結いたします。

副議長（遠山昭二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時15分散会）